

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (19 . 3 定)			
日 時	平成 19 年 9 月 20 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 3 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、山口副委員長、秋元・大橋・高橋・佐藤・濱本・井川・北野 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、保健所長、会計管理者、小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋委員、濱本委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。吹田委員が秋元委員に、成田祐樹委員が大橋委員に、中島委員が北野委員に、久末委員が濱本委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

秋元委員

「市民と歩む 21世紀プラン」について

私の方からは、先日代表質問で質問させていただいた件に関してなのですが、初めに「市民と歩む 21世紀プラン」に関してです。この中で、どの施策が成功し、どれがうまく進まなかったのかという質問をさせていただきまして、市長の答弁の中では、平成18年度の予算ベースで、この9年間の進捗率が91.4パーセントという答弁をいただいたのですが、この予算ベースの進捗率についてちょっと理解できませんでしたので、詳しく説明していただきたいと思っております。

（総務）企画政策室笠原主幹

代表質問で答弁いたしました予算ベースでの達成率91.4パーセントということでございますけれども、総合計画そのものは3か年ごとの実施計画、これを繰り返して実施しておりますけれども、各年度実施計画をつくるに当たりまして、事業計画の費用を積み上げた総額がございます。各年度に予算編成を終わりました予算が成立した段階で、その実施計画に掲げた事業ごとに予算が幾らになっているか、そういうようなものを積み上げてまいります。これを各年度繰り返していきますけれども、今回の実施計画でいきますと、現在、第3次の実施計画ということで、平成16年度から18年度ということになってございますが、18年度決算の取りまとめが終わりまして、私どもの方で、今10年度からの9か年の実施計画の事業費の全体を取りまとめている関係もございまして、まだ現時点で、平成18年度の実績額というのも出ていなかったわけで、したがって、私どもが把握している直近の数値ということで、18年度の予算、それを17年度以前の実績額と合わせた形で、この91.4パーセントという数値をはじかせていただきました。そういうことで、予算ベースという意味では18年度だけが予算でありまして、10年度から17年度までについては、実績を積み上げてきた、こういうような数値で報告させていただいたものです。

秋元委員

今の答弁をいただきまして、先日も話したとおりP D C Aサイクルで言いますと、当然これからの新しい計画をつくっていく上で、このP D C Aサイクルが活用されていくことと思っておりますけれども、実際、その全体的な進行といたしまして、要するに全体的にそのP D C Aが進んでいるものなのか、それとも重要とされているC、A、チェック、アクションの部分が優先されて検討されていくのかという部分でちょっと疑問に思いまして、質問をさせていただくのですが、今後の新しい計画をつくる上で、やはりこのチェック、アクションという部分が重要になってくると感じておりますけれども、先日の市長の答弁でもそういうふうに進めていくという話がございましたけれども、実際市民の感覚から言うと、やはり予算ベースではなくて、この事業の進捗率というのは、やはりどれだけ市民に対しての利益があったのかというふうな、それを踏まえて市民が判断する部分は、そういうところだと思うのです。予算ベースですと、やはりどれだけお金を使ったのかというふうな形になってくると思っております。

実際その P D C A サイクルが今後どのように進んでくるのかという具体的な答弁をいただければと思います。

（総務）企画政策室笠原主幹

予算ベースということで、もう一度ちょっと答弁をさせていただきたいのですけれども、平成18年度だけが予算でありまして、17年度までは、まず決算だったということを御理解いただきたいと思います。18年度決算につきましては、今、取りまとめ中でございますので、まとめ次第示していきたいというふうに考えておりますけれども、先ほどの P D C A のチェックとアクションという部分の御質問がございましたが、まず一つは、これまでも予算編成の中で、その事業の必要性、緊急度、また事業の妥当性、そういうものを踏まえながら年度当初に十分検証しながら予算を編成していると、そういうことでやってございます。今このような財政状況でありますから、最小の経費で最大の効果というようなことを念頭に置きながら、これまでも具体的に行ってきたということでもありますけれども、今、委員から御質問がありましたとおり、やはりその実際に立てた計画が当初の目標を達成していたのかどうか、そういうようなものをやはり客観的に判断していく、そういう必要があるというふうに考えておりますので、次の総合計画の中では、市長からもいろいろ答弁をしているとおり、そういう観点を持って総合計画をつくっていきたくて考えております。

秋元委員

その上で、新しい総合計画の取りまとめなのですが、実際その早い段階で提示していただけるというお話をいただいたのですが、どのぐらいのめどで公表していただけるのか、その辺はどうでしょうか。

（総務）企画政策室笠原主幹

21世紀プランの点検結果の公表のめどについての御質問でございますけれども、現在、総合計画の第1回審議会を開きました。この次10月の上旬には第2回の審議会を開いていきたいと今考えてございますけれども、その審議会の中で21世紀プランの点検結果、そういう総括を含めて、どういうふうになっているのかというような議論も出ておりますので、その総合計画の審議会、次回には何とか出していきたいと、このように考えております。

秋元委員

環境について

続きまして、環境に関することなのですが、先日も質問したことに付随することでありまして、先日の市長の答弁の中で、市として市民、事業者、行政協働の考えについて伺ったわけです。市長は、具体的には集団資源回収やフリーマーケット団体への支援を行ってきたというお話だったのですが、この支援というのは、具体的にどのような支援だったのかお答えください。

（環境）廃棄物対策課長

集団資源回収、それからフリーマーケットへの支援、それともう一点、エコショップについて、この3点を前回の代表質問の中で答弁させていただきました。その中で、最初に集団資源回収への支援の中身でございますけれども、集団資源回収につきましては、昭和48年から町会が自主的に集団資源回収を行って、そのときはまだ市は支援を行っていませんでしたが、昭和52年から業者への支援を開始して、平成3年から今度は町会、団体等への奨励金を出すという支援になってございます。現在でございますけれども、平成18年度で言いますと、実施団体は307団体でございますが、町会を含めた実施団体の方には、1キログラム当たり5円の奨励金を出してございます。18年度におきましては3,781トンで、1,890万5,000円を奨励金として支援してございます。

一方、回収業者でございますけれども、こちらにつきましては、1キログラム2.6円の助成金を出してございまして、昨年度は回収業者6社に対しまして889万3,000円の助成を行っております。合計2,779万8,000円という奨励金、助成金の合計額でございますけれども、このように、まず集団資源回収は、市のほうに出すだけでなく自主的な集団資源回収をすることによって減量に取り組んでいる、そういうことで市の方で支援をさせていただいているところでございます。

次に、フリーマーケットの方への支援の内容でございます。フリーマーケットにつきましては、各種いろいろな団体がございますが、「おたるフリーマーケット市民の会」という会がございまして、これが約60団体のフリーマーケットの会をまとめておりまして、年4回から5回フリーマーケットを開催してございます。これは、ごみの発生抑制、排出抑制ということについて貢献度の高い不用品をフリーマーケットでお互い交換し合うという非常に意義のある内容でございますので、小樽市としましても、この「おたるフリーマーケット市民の会」の方に、平成6年度の発足時から助成金を交付してございます。現在18年度では、産業会館において実施した場合に、そこにおける使用料の減免と、また減免以外にかかる会場費を助成してございまして、そのほか18年度は助成金も出してございました。18年度は合計で17万2,000円の支援をしてございます。19年度は、会場使用料の助成ということで予算を組んでおりまして、11万4,000円ほど計上して、フリーマーケットを市民が利用をして、不用品などをそこに持ち込み、ごみとして出さないよう、そういうことへの支援ということで行ってございます。

あとエコショップについてでございます。エコショップは支援とはちょっと違いますので、とりあえず支援としての部分では、集団資源回収、フリーマーケットの2点について答弁させていただきます。

秋元委員

今出たエコショップに関してなのですけれども、ごみの減量化又は資源化に積極的に取り組んでいる店舗をエコショップとして平成16年より認定してきたわけですけれども、その段階で13店舗ありましたけれども、その後、申請等はありませんでしたか。また、今後のエコショップの考え方といいますか、市民への周知の仕方についてお知らせください。

（環境）廃棄物対策課長

エコショップは、今、委員がおっしゃったとおり、ごみの減量化、資源化の再生等に取り組んでいる市内の店舗をエコショップとして認定してございまして、平成15年1月に本市の制度として発足してございます。当初9店舗からスタートいたしましたけれども、現在4店舗増えてございまして13店舗、うち1店舗が閉店してございますので、今は12店舗となっております。今後のあり方でございますけれども、一つには現行の制度を見直すことを考えてございます。それには、ほかの都市を見ますと、設定項目というものを一つ増やすということで、また私もは、実施項目のうち5項目を実施していればエコショップとして認定してございますけれども、それらの5項目でいいのか、少なくすればいいのか。それから、認定方法なども、今、消費者団体等の協力を得て、市だけではなく第三者の目で一緒に認定の可否を決めていただく。まず、このようなことを制度として検討してございますので、この辺の制度が決まれば、広報等、またマスコミ等を通じて、まず制度についての新たな周知、それからまた申請等を受けてまいりたいと考えてございます。それから、市民につきましては、エコショップに認定されますと、店の前にマークをつけることになってございます。それから、先ほど言いました認定になった店舗については、広報等による周知だけではなく、またいろいろな角度から今後の有効な周知というものを今後の制度の検討の中で、周知の在り方についても、もう少し徹底できるような方法も考えてまいりたいと考えてございます。

秋元委員

小中学校における環境教育について

続きまして、先日の答弁の中で、環境教育につきまして、小中学校の総合学習の時間を利用して、児童・生徒に対してごみとリサイクルという社会科学習資料を作成して勉強しているという答弁をいただいたのですが、具体的にどのような内容で勉強されているのかという素朴な疑問がありましたので、この辺はどうでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

最初に、環境部としての、先日市長の方から答弁がございました「小樽のごみとリサイクル」という資料を使っ

境部が呼ばれましたときには、この「小樽のごみとリサイクル」の教材、そのほかに子どもからいろいろな分別のグッズを持っていきまして、分別の方法とその「小樽のごみとリサイクル」という資料に基づいて詳しく説明してございます。また、総合学習の一環で、子ども環境部に来た場合には、同じくこの資料とともに詳細にわたってのごみと分別について説明をさせていただいているところでございます。

（教育）指導室長

今、環境部から総合的な学習の時間の取組について答弁されましたけれども、そのほかにも、環境問題については、国語、社会、理科、家庭科、また総合的な学習の時間等で扱われているわけなのですが、特にごみ問題につきましては、4年生の社会科、「健康なくらしとまちづくり」という単元に「ごみはどこへ」という学習があります。その中で、とりわけ「小樽市の教育」という副読本が作成されておりまして、その中で詳しくごみ処理の状況について調べ学習などをしたり、施設見学をしたり、そういうことに取り組んでおります。桃内の処理場につきまして、これまでなかなか建設中で見学ができず、これまで札幌市の方などに見学へ行っていただけなのですが、新しく施設ができましたので、早速教育委員会の方では6月に教員の研修会ということで、桃内の施設を教員にまず見学していただいて学習に活用していただくということで取り組んでいるところでございます。

秋元委員

私の方からは最後になるのですが、今答弁を若干いただいたのですが、実際私も議員になりまして、すぐ北しりべし広域クリーンセンターを見学させていただきまして、その折にさまざまな団体の方が見学されて、やはり非常にごみに対する、環境に対する意識が本当に高まったというお話を聞いてまいりまして、市内でこの環境問題に取り組んでいる企業ですとか、また市民団体の方とも連携をとりながら、いろいろと今後の小中学校の教育の中で、ぜひ取り入れていただきたいというふうに思いますけれども、今後この小樽市内の企業や、また市民グループの方との連携という部分で、何か具体的に考えていることというのはありますか。

（教育）指導室長

学校の校内における教科の学習で取り組んでいることはもちろんなのですが、総合的な学習の中でも取り組んでいるのですが、さらに地域の方々とも協力して、例えば最上小学校などでは、「こどもエコクラブ」にPTAの方と子供たちが一緒に加入しておりまして、天狗山清掃に取り組んでおります。それから、この前の長橋小学校では、千年の森計画ということで、新聞報道にもなっていたと思うのですが、学校の周りに苗木を植えようということで、そのような取組も行われてきております。

また、ドングリの木を育てようといったことで、豊倉小学校でも苗木を育てる活動にも取り組んでいるところでございます。これは本当に関係機関と連携しながら進めているところでございますので、そのように関係機関との連携の話があれば積極的に教育委員会でも各学校に紹介していきたいと考えているところでございます。

高橋委員

小樽市総合博物館について

それでは、まず小樽市総合博物館にお聞きしたいと思います。

一般質問で今後の考え方、それから方針について答弁をいただきました。5項目いただいたわけですが、それぞれについて、もう少し詳しくわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

（教育）総合博物館副館長

5項目の運営の方針についてでございますけれども、まず1点目といたしまして、教育の場としての博物館。これにつきましては、総合博物館となりまして、各種分野の一元管理による学問領域を超えた横断的なカリキュラムを構成できるようになりました。また、市内及び周辺地域の歴史、民族、自然及び科学に関する総合的な情報を提供してございます。

2 点目でございますが、調査研究の場としての博物館です。博物館という観点からは、この部分が特に大事な部分だと思えます。各分野の専門的調査・研究を実施しまして、それにより専門性を深め、また学術的に高い水準のサービスを提供していきたいというふうに考えております。

また、関係団体との共同調査とか、研究、さらに地域との協働活動についても推進をしていきたいというふうに考えております。さらに、こういった調査・研究の成果は、特別展等で公開をしてみたいと思っております。

3 点目でございますが、社会教育施設の核としての博物館ということですが、社会教育施設の一管理と、それからサテライト化というのを推進いたしまして、利用者の利便性を図っていきたいというふうに考えております。また、文学館、美術館、図書館との連携を強化いたしまして、より幅の広い生涯学習の場としての機能の向上を図りまして、多様な市民ニーズに適應した幅広い教育情報や生涯学習の場を提供していきたいというふうに考えております。

4 点目でございますが、観光的活用のできる博物館。エージェントとの連絡を密にとりながら、観光ツアーなどの受入れとか、また広い敷地がございますので、ここを活用いたしました魅力あるイベントの誘致、こういったことを図ってきたいというふうに考えております。

5 点目で、周辺施設との連携という点でございますが、旧日本郵船小樽支店とか、手宮洞窟保存館、こういった周辺の施設との連携を生かしまして、各種共催事業などを今後実施していきたいというふうに考えております。

高橋委員

四つ目の観光に関してですけれども、私は観光資源という観点から関係部局だとか、それからいろいろな外郭団体とさまざまな協議を持ってこれからの運営について、いろいろ検討したほうがいいのではないかと提案をさせていただきました。それについて答弁があったわけですけれども、もう一度この辺の確認をさせていただきたいと思えます。

（教育）総合博物館副館長

小樽市総合博物館ですが、この 7 月にオープンいたしまして、やっと 2 か月がたったところなのですが、職員一丸となって頑張っておりますけれども、まだまだ手が回っていないことも多くあるかというふうに思います。現在、具体的な形になっていないものも多いたるところでありますけれども、この観光という観点から今後その旧手宮線の活用の推移なども見ながら、観光振興室をはじめとしました関係部局との連携、また外郭団体とかエージェントなども連携を深めまして、生涯学習機関としての博物館の利用について進めていきたいというふうに考えております。

高橋委員

具体的には、いつから、どういう体制でやるというふうに考えていますか。

（教育）総合博物館副館長

今も申し上げましたように、なかなか実際には手が回っていない状況というのが現状になるかと思うのですが、現在、私どもで具体的にやっている部分で言いますと、中央バスとか JR、こういったところとの企画の協力、また実行委員会体制を組んだようなイベントの実施ということで、お話をいただいております。

高橋委員

庁内の関係部局とはどうですか。

（教育）総合博物館副館長

具体的な部分では、これからそういったことを進めていくというふうに考えております。現実的には、まだ具体的な会議を持っていくとか、そういった計画をしっかりとつくっているというところまでは、申しわけございませんが、でき上がっている状態にありません。

高橋委員

もう一つ野外展示の件で質問をさせていただきました。新しい博物館として、こういうパンフレットがあるわけ

ですけれども、この野外展示スペース、新しい博物館としてどういうふうに活用していくのかというのをいろいろ検討されたと思います。その過程と考え方について、もう一度説明をしてほしいと思います。

（教育）総合博物館主幹

屋外車両の展示につきましては、そこに展示しています車両群というのは、北海道の鉄道の歴史を物語る車両群でございます。その車両自体が貴重な史料というふうを考えております。その史料を使いまして、例えばおじいさんが孫に、母親が子供にかつての自分たちが鉄道を利用したときの思い出を語れるような、そういう場づくりをしていきたいと考えております。ただ、委員が御指摘のように、開館 2 か月ということもありまして、まだまだ問題点や改善点を抱えております。利用者の方々からもさまざまな御要望をいただいているところでございます。そういった中で、例えば、かつての鉄道に対するイメージを膨らませていただけるように、車両の中に当時の写真ですとか、鉄道車両が走っていた路線図などを展示していったら、そういった話題のきっかけづくりになるような展示手法を再度検討していきたいというふう考えております。

高橋委員

私が感じるところによると、どうもこの野外展示については手がついていないのではないかと。要するに今までの延長線上で、それでよしとしているのではないかとこのふうに見受けられるわけです。ですから、この点については、もう少し突っ込んだ議論が必要ではないかということで、関係部局とか関係団体とか、そういうところの協議が必要ではないかと提案したのは、そういうことなのです。その点を踏まえて、もう一度答弁をお願いします。

（教育）総合博物館主幹

まず、何も変わっていないのではないかとこの御指摘がございましたが、当面の私どもの課題として与えられましたものは、あの車両の補修ということございまして、開館に合わせまして、ボランティアの御協力をいただきながら、取り急ぎ 3 両の車両の再塗装をいたしたところでございます。その後の段階として、先ほど申しましたような展示手法を再検討しての事を考えていきたいと思っておりますが、その補修そのものに関しましても、さまざまな機関からいろいろな情報をいただきました。JR 北海道から塗装に関するペンキの情報とか、それから文字のひな形とか、そういったものをいただいております。今後も、JR 北海道、それから自動車も当館は持っておりますので、中央バスなどとも関係をより深めてまいりたいと考えておりますが、当面その市役所庁舎の中の関係部局ということでは、やはり旧手宮線の一番始発にある施設でございますので、旧手宮線の利用の推移を見守りながら、それと有機的な連携ができるような体制を検討していきたいというふう考えております。

高橋委員

そうですね、今言われたように私はやはり 2 点あるのかと。展示物の見せ方と、それから維持管理、保守点検、これをやはりきちんとした体制でやっていくためには、どうしてもそのマンパワーが必要ですし、教育委員会だけではなかなか難しいだろうと、それは考えております。ですから、いろいろな方向で協力体制がとれるようなことをぜひ働きかけてつくっていただきたいと思っておりますし、そういう体制をぜひ望んでおりますが、いかがでしょうか。

（教育）総合博物館館長

ただいまの委員の御指摘でございますが、私どもは従前から関係部局と、さまざまな協議をしながら必要な方向に向けての努力はしているところでございますけれども、なお一層、観光関連部局あるいは建設部局等と協議を重ねて、よりよい方向を目指してまいりたいというふう考えております。

高橋委員

それで、ちょっと確認をしたいのですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われました。これについて、6 月 27 日に公布されたわけですが、来年の 4 月 1 日から施行されるということになりました。これの地方自治体に関係する内容を簡単に説明願います。

教育部川田次長

地方自治体という御質問でしたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですので、私の方からちょっと答弁をさせていただきたいと思います。まず一つは、地方教育行政の基本理念を明確化したという部分があると思います。それから後は、その教育委員会の体制の充実という形の中で、例えば指導主事の設置の努力義務だとか、それから教育委員の研修と申しましょうか、そういった責務を明確化するという部分があると思います。それから、教育委員の数については、教育委員会の中では6名以上置くことができるという形にしてございますし、それから教育委員を選ぶ際には、保護者が含まれるような形が望ましいとか、それからスポーツ及び文化に関する事務の所掌については、地方公共団体の長がこれを管理することができるという形にしたというような点が変わった点というふうに思っております。

高橋委員

スポーツ及び文化に関する事務の掌握の弾力化というのが出ました。非常にこれは重要な改正というふうに思うのですが、この事務に関しての弾力化、では市長部局としてはどうとらえるのかというのが非常に大事になってくると思います。この法律の改正について、市長部局としてはどのように受け止めておられるのか、総務部長でも結構ですのでお答え願います。

総務部長

今、御質問がありました文化・スポーツ関係を市長部局でという話は、市長からも指示がありまして、法律が変わるということも含めて、実はもう既に1回、教育委員会と私どもで打合せ会議を持っております。現実はどういった形で我々がやりきれのかということの勉強から始めなければならないのですけれども、実態的には、もう既に全国的には、例えば札幌市などはもう観光何とか局という中で、文化・スポーツあたりの事務を既にやっているような動き、事務委任という言い方なのか、言い方はいろいろあるのですけれども、現実には動いている世界もあるわけです。そんなものも含めながら今度は法改正がありましたので、市長部局でやりきれようになったときに、どういった形がいいのか、現実に既に動き始めていますので、我々としては、市民サイドの視点もありますし、我々の仕事の仕方もありますし、これは議会などで御議論をいただきながら今後早急に詰めていく必要があるという認識で今、進めております。

高橋委員

やはり観光都市宣言をするということで、大きなこういう流れの中で、どういうふうに進めていくかが非常に大事になってくると思います。市長に伺いたいのですけれども、このキックオフをする前に、こういう考え方があるということで、かなり私は突っ込んでやってほしい。そして今、小樽市総合博物館もそうですし、教育委員会のスポーツ関係もそうですけれども、ある程度予算を持っている市長部局がある程度手を入れることによってさらに進むのではないかと。ましてや先ほど言いました観光については、これから具体的に進めるわけですから、その辺の市長の思い、考え方をぜひ聞かせていただきたいと思います。

市長

昔、私も社会教育部長をやった経験がありますから、その当時からの社会教育部門というのは、果たして教育委員会でいいのかと、市長部局のほうがもっと仕事がやりやすいのではないかと感じを持っていましたので、今回の法改正を受けて、これは社会教育施設と観光との関連というのは非常に大きい部分もありますので、これは市長部局の方で事務を行っていったほうがよりいいのかという感じがありますので、ぜひ前向きに検討していきたいというふうに思っています。

高橋委員

ぜひお願いしたいと思います。

上下水道管理システムについて

次に、水道局に伺います。

上下水道管理システムについて、これからいろいろ入札をするわけですが、内容とそれまでの流れ、今後の流れについて説明していただきたいと思います。

（水道）サービス課長

このシステムの内容についてでございますけれども、他都市でも導入しています、ごく一般的なものを予定、事業として計画しております。まず、基本的な機能なのですが、建設部が作成しました現況図や地番の地図情報、これに水道と下水道の管路などのエリアを含めまして表示していきたい。そうすることによりまして、図面を検索する機能や属性参照する機能、また条件検索、図面の拡大、縮小などができるようになるというふうを考えております。

また、応用機能といたしまして、既存の資料を一元的にかつ体系的に施設整理することによりまして、汚水管や配水管の更新決定などの立案が可能になる。また地域解析業務や断水業務などの支援にも役立つというふうを考えております。

次に、御質問がありました流れについてでございますけれども、まずシステムを構築するには、三つございます。一つ目がシステムの選定、これはメーカーの方でつくって開発していますシステムを導入するということになります。これにつきましては、今、公募型プロポーザルという形でもって進めております。また、そのほかにデータの入力、これにつきましては、市内の測量等の指名業者を選定いたしまして競争入札でもって発注していきたい。

また、三つ目は、このシステムの周辺機器になりますけれども、ハードウェアの部分でございますが、ハードウェアにつきましては、一般的なリースが可能ということでございますので、この部分については、局の一般的なリース会社からのリースで対応していきたいというふうを考えております。なお、その公募型プロポーザルについてでございますけれども、局内部に委員会を設置いたしまして、参加資格条件を定め、8月30日から公募を行いました。昨日9月19日に参加表明と提案書の締切りを行いまして、その結果7社が応募してきております。この後、委員会において提出された書類の第1次審査を行って、その後その提案書に基づくプレゼンテーションを行いまして、機能、運用、保守、セキュリティなどについて評価いたしまして、本市にとって最適と判断した提案を採用することとしております。

高橋委員

これは、いつごろ入札されるのか、あと全体の予定事業費がわかりましたら教えてください。

（水道）サービス課長

入札につきましては、システムにつきましては、おおむね11月上旬に業者が決定できるかというふうを考えております。契約につきましては、プロポーザルでございますので、最優秀者と随意契約という形で考えております。これにつきましては、11月下旬ぐらいを予定しております。また、データの入力ですが、今年度から開始して、データの量が多いものですから3か年で整備したいというふうには考えておりますが、今年度につきましては、10月早々に第1回目の入札を行いたいというふうには考えております。

最後に、その事業費についてでございますけれども、このシステムというものは、はっきり言いましてピンからキリまでございまして、メーカー、会社によりまして相当開きが事前調査の中であることが判明しております。それが数千万円単位で違う場合もございますので、現在はっきりした事業費というのを示すことはできないのですが、おおむね1億円程度はデータ入力も含めて必要になるのではないかとはいふには、私どもも考えております。

高橋委員

縮尺の関係ですが、都市計画課の方で持っているのは、今2,500分の1ということで、水道局の方では500分の1の図面を持っているということでしたけれども、その関係はどういうふうになっているのですか。

（水道）サービス課長

ただいまの図面の縮尺についてでございますが、都市計画課の方の現況図、このデジタル化されている部分、これは2,500分の1でございます。元図が2,500分の1でございますが、これは拡大、縮小ができるものでございまして、500分の1も含めて自由な縮尺にできるというものでございます。水道局としましては、やはりその施設の情報、管路の情報と、それから顧客の情報等も必要でございますので、あまり2,500分の1という縮尺の小さい形ですと見づらくなるということなものですから、常時利用するのは、その2,500分の1を500分の1に拡大した形の図面をベースにして考えていきたいというふうに思っております。

高橋委員

利用するときには、管路図ですから、ずれとかあると思うのですけれども、あまり大きな影響はないというふうに考えてよろしいのですか。

（水道）サービス課長

ずれについてでございますけれども、下水道につきましては、マンホールが地表に出ていますので、位置関係等ははっきりわかると思います。水道につきましても、ある程度の部分につきましては、図面の中で離れ、それから深さ等を表示しておりますので、そういう図面からスケールアップという形には考えておりませんので、支障はないというふうに考えております。

高橋委員

市民の立場から言いますと、これができた場合、公開をどういうふうにしていくのかというのは、どのように考えていますか。

（水道）サービス課長

今後の予定で、公開部分でございますけれども、小樽市地域情報化計画の計画期間が平成19年度で終了することから、今年度市内部において検討を進めるというふうに聞いております。その中でも統合型GIS又はその公表、公開についても検討していかなければいけないというふうに考えておまして、ただ、現在のところ未定でございます。

高橋委員

方向性としては、市民にも利用していただくという方向性でよろしいのですよね、それを確認させてください。

（水道）サービス課長

インターネット等とか、それから統合型GISで、どこでも市内部のところで見ることもできるとか、そういう部分については、未定でございますけれども、水道局に来ていただきまして、そのシステムを活用するということは、タッチパネル等も含めながら検討している次第でございます。

高橋委員

下水道事業の借入金について

最後ですけれども、下水道事業の借入金の関係です。平成18年度現在の下水道事業の借入残高をまず教えてください。

（水道）総務課長

下水道事業における平成18年度末の借入れの残高でございますが、約291億円となっております。

高橋委員

それで、全体の流れから確認したいのですが、償還金のピークはいつころだったのか、それから今どういう状況にあるのか、簡単に結構です、説明してください。

（水道）総務課長

起債元利償還金の起債のピークの関係でございますが、平成16年度までの事業と、それから17年度から25年度ま

での下水道事業の更新計画、それを含めましたときに、そのピークといたしましては、平成18年度がピーク、金額にしますと39億2,400万円という状況になる予定でございます。

高橋委員

ということは、ちょうど去年頂上に来て、これから下がっていくということなのですね。それで、これから大変大きな改修工事ということで、約100億円近くの工事がもう既に始まっているわけですが、その関連で、財政上のバランスで一般質問をさせていただきました。水道局のホームページを見ますと、「おもな仕事」で資本的収支を確認しますと、ほとんど借金の返済に充てている、そういう予算であるというふうに見えるのです。今後これがどういうふうになっていくのかというのが非常に問題になるわけですが、平成35年度までの試算を出していただきました。その点についてもう一度説明をお願いします。

（水道）総務課長

平成35年度末におきます元利償還金の関係でございますが、先ほどの前提の中で推移した場合には、約6億1,000万円という状況と見込んでおります。

高橋委員

それで、一般会計からの繰出金が毎年大変多く出ております。財政部に伺いますけれども、平成13年度ピーク、29億円、それから徐々に減っていますけれども、20億円近くの繰出しがずっと続いているということでもあります。水道局としては、恐らくこれはもう予定されているルール分ということで考えていると思うのですが、一般会計の方から考えますと、できるだけ縮減したいというのが課題なのですけれども、これについて昨日も議論しました。要するに、その健全化計画の中で、本当にこの7年間でできるのかということを考えますと、この出の方の繰出金、一番多いこの下水道の繰出金をどうするのかという議論がどうしても必要になっていくというふうに思います。これについては、どのように一般会計としては考えているか、この点を聞きたいと思います。

（財政）財政課長

3月につくった財政健全化計画の中では、下水道に対する繰出しにつきましては17億円から18億円という形の中で一定の額は見込んでおります。公債費負担適正化計画の方につきましても、この数値などを基にして計算している状況でございます。

高橋委員

一般会計の健全化のその全体の見直しの中で、検討しなければならないことはないのですか。洗いざらいもう一回やろうという動きがある中で、これについては、このままで大丈夫なのかどうかというのを確認したいと思います。

財政部長

下水道を含めまして、公営企業に対する繰出金の関係、基本的には定められました繰出し基準というものがあつて、それに基づいて出しているという形にはなりますけれども、御存じのような財政状況の中で、今、各企業会計におきましても、歳入あるいは歳出の中でどれだけのことを見直しができるかというのをやっていたら、全体の健全化を図る中では、当然のごとく各企業会計においても今までに増しての経営努力をしていただき、その中で一般会計からの繰出しの軽減につながるものであれば、そういうふうには持っていきたいというふうには思っています。

高橋委員

もう一度、最後ですが、下水道事業会計と病院事業会計で繰出金の約3分の1です。その全体の中で占める割合が非常に大きい、これをどういうふうに扱っていくかというのは非常に大きな問題かというふうには私は思っているわけです。ですから、当然水道局とすれば、いただけるものというふうには考えていると思いますが、果たして本当にそういうふうにならぬように一般会計の健全化計画の中でやっていけるかというのは、非常に大きいかと。この

大きい割合のところは縮減できれば、また変わってくるのかと私は思っているわけです。その点についてもう一度答弁をお願いします。

財政部長

総論から言いますと、そのとおりかと思えます。今申し上げましたように、現在の企業会計との間の繰出金への関係と申しますのは、単に収支不足とかということではなくて、一定の国で定められた繰出し基準に基づいてやっております。ただ、多額に上る繰出金でございますので、この動向が非常に親会計の財政収支に影響することは間違いございませんので、不断の努力の中で経営内容を見直していただいて、繰出金の軽減につながるものであれば、それは努めていただくようお願いしているところでございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

旧手宮線周辺への投資と連携について

3項目について質問させていただく前に、高橋委員から新博物館の特に敷地についていろいろ心配をされて、質問をされましたので、繰り返しになりますけれども、それぞれ申し上げたことを含めて、今後どうされるのかまずお聞きをしてから、今日の通告した質問に入りたいと思います。

私は教育委員会が、いわゆる箱物の、今度おやりになった鉄道歴史科学館ですか、それを本体にして、そして別の館もありますけれども、それを運営されるそういう計画をお立てになっているのは承知しておりますし、その中でも五つの柱を立てて運営されるのは結構だと思いますけれども、教育委員会が、すべてあの施設、手宮鉄道施設といわれる施設全体を一つの博物館として運営されていくのは無理があると思っております。例えば、敷地内の、先ほど展示されている列車の件もございましたけれども、ペンキを塗るだけでは、これで管理ができるというふうにはならないわけです。車両のさびが、もうほとんど穴をあけているような状況になっておりまして、それをまた改造をしたり、物すごいお金がかかるわけです。入館料は400円とか年間パスポートで1,000円とやっていった中で、例えば、館だけの維持費でも年間5,000万円かかると言われております。ですから、ある意味では、非常にこういう財政状態の中で、本当にあの館もある意味では集客施設、また観光に供せられるような施設全体として、教育委員会がすべて面倒を見るようなマンパワーも足りないし、資金も足りないという状況。そういう中で、私は敷地については、これは関係当局、特に観光関連部局、まちづくりの部局とか、チームがあるわけですし、市長部局もあるわけです。それといわゆる観光関連の観光協会等もございまして、そういうところで特に小樽市の財政を補っていただけるような、観光でございますから、旧手宮線と手宮鉄道施設というのは、いわゆる歴史遺構として、これは最たる施設でございます。重要文化財も二つもありますし、あの近辺にとっては、だから、そこと連携をして、ぜひともそういう中で計画を立ててやっていただきたい。

私はそういう意味で、いわゆる民間が、ある意味では資金を出して、そしてその運営に参加をするようなことが当然想定されますし、ある意味ではそういう部分に投資をしたいというような民間の方もいらっしゃるようですから、そういうことを考えた場合には、教育委員会がそういった民間企業と話ができるというふうには思えませんので、先ほど高橋委員もおっしゃったように、これは市長部局も入っていただいて、早急にそういう今後どうするかという部分も含めて協議機関を設けていただいて、そして進めていくことが必要ではないかと思うのです。

私のこれまでの質問に対して、昨年、教育長は、今後二、三年かけてそれに向けて計画をつくっていきたいとおっしゃっていますので、そのところはきっちり認識をしていただいて、今、開館に向けて忙しかったわけですから、まず館をどうするかということで、いろいろ議論をされたと思います。敷地の問題も含めて抱え込まないで、ぜひとも市長部局、関係部局、それから民間の組織等も含めて、協議機関をつくってそこで議論をしていただきたい

い。私も今議会でもさまざまな提案を申し上げております。答弁は求めませんでしたけれども、そういうことも含めて、ぜひともそういう場をつくっていただきたいと思います。教育委員会のほうの答弁になるのかわかりませんが、だれか答弁をいただけるのであれば、それにまず答弁していただいて質問に入りたいと思います。

教育部長

先ほど高橋委員からもしつこく、山口委員からも代表質問を通じていろいろいただいております。それで、私ども教育委員会だけでこら辺の敷地といいたまいますか、当然、旧手宮線のスタート地点ということから考えますと、いわゆる一連の流れを考えた場合に、市長部局と十分協議をしていかないとならない場所がございます。したがって、どういう形がいいのか別にしまして、トータルでやはり物事を考えていく、そういう視点が必要というふうに考えてございますので、今後また市長部局とも十分この辺の連携をとりながら、どういう形がいいのかどうかを含めまして、私どもも今後協議していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

山口委員

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

真栄保育所の新築移転について

まず、真栄保育所の新築移転に関してですけれども、この件に関しては、私はもう全然承知しておりませんでしたので、本議会で若干資料もいただいたわけですが、この経緯について、今回、厚生常任委員会の中で、この提案をされるのか、その前にもうこういう報告を議会にされたことがあるのか。もう一つは、8月24日に保護者に対する説明会をされておりますけれども、この経緯についてもあわせて説明をいただきたいと思います。

（福祉）金子（文）主幹

今回の真栄保育所の新築移転につきましては、8月24日の厚生常任委員会におきまして、市の考え方を説明させていただいております。

また、保護者説明会につきましては、同日8月24日と30日の午後6時から2回開催して、保護者の方に市の考え方を説明いたしまして、あと保護者の方からまた御意見をいただいているところでございます。

山口委員

今回の予算特別委員会でも本会議でもそうでしたけれども、菊地委員からこの件について質問をされておりました。特に民営化について問題点があるのではないかとということの趣旨であったと記憶しておりますけれども、私はそうではなくて、保育所のある意味ではその配置計画みたいなものですか、そういう計画をまず平成20年までにお立てになるという話を聞きました。今回、特にちょっと奇異に感じられますのは、全体計画が作られる中で、いわゆるこの計画があれば非常に納得をするのですけれども、大体例えば小学校、中学校の適正配置計画でも計画をつくって配置をしていくということですね。消防でもそういう計画があります。先般ちょっと申し上げましたけれども、旧手宮線も私もいろいろ非常に有意義な提案をしたと思うのですけれども、やはり計画をつくった中で、それで議論をしてつくっていきましょうということですから、そういうふうに考えますと、降ってわいたようにとは言いませんが、こういう計画が上がってきたというのは、特別な何か理由が、皆さんが納得できるような理由というのはあるのか、そここのところについて説明をいただければと思ひまして、お答えいただきたいと思います。

（福祉）金子（文）主幹

この公立保育所のあり方の全体計画についてですけれども、この計画というのは行政が単独で策定するのではなくて、第三者機関など、いろいろな方の御意見を聞きながら策定しなければならないと考えております。この策定に当たりましては、現在、設置されております次世代育成支援対策推進協議会で平成20年度から議論をいただきまして、21年度中に全体計画を策定させまして、計画の実施につきましては、関係者との協議もありますので、平成23年度以降になるものと考えております。こうした中で、真栄保育所につきましては、これまでもいろいろと検討を重ねてまいりましたけれども、これから4年、5年、このままの今の施設の状態で保育を続けていくのがどうな

のか、同じような時期に建設しました他の保育所に比べましても、床のたわみなど老朽化が顕著なこと、また近隣に土地の確保ができること、国の民間保育所に対する施設整備交付金についても、今後の財政措置に不透明な部分があること、そういうようなこれらのものを総合的に検討した結果、一年でも早く現在の保育環境の改善が必要であると、そういう判断をいたしまして、全体計画よりも先行させる形で平成20年度に新築移転を条件とした民間移譲を行うと、そういうことであります。

山口委員

よくわかりましたけれども、緊急避難的におやりになりたいということですよ。市内の認可保育所の築年数で言いますと、もっと古いのもあるわけですがけれども、その中でも今おっしゃったように、床のたわみとか、言ってみるなら使用に供し得ないような、そういう難しい状況がある。改築をして使うというようなことも考えられるわけですがけれども、たまたまこれを新築することに手を挙げた人がいらっしまったのですか、そういうこともあるのですか。

（福祉）金子（文）主幹

業者の選定なのですけれども、これはこれから公募をしまして、新築移転を条件としまして、そのほかにも条件はありますけれども、これから選定委員会を設置して、公募の範囲とか、条件をきちんと整理した上で公募をかけて、手を挙げた業者を選定していきたいということであります。

山口委員

私も現場を見て本当はこういう質問を申し上げればいいのですけれども、いずれにしましてもちょっと奇異に感じたものですから、基本的にはいわゆる市内の関係者といわゆる協議機関を持って、そして計画を策定した上で配置も含めて検討する。この場所についても、いわゆる龍徳保育園があるわけですよ。勝納町につくられるわけですがけれども、ある意味では、その地区に本当に必要なのかということも含めて、例えば朝里、新光について、人口が増えているからそちらの方にもう一か所あってもいいのではないかというふうな御意見もございます。そうした中で、幾ら老朽化が激しいということを理由にしても、言ってみるなら、あえて急いでそういうことをおやりになる理由というのは、ちょっと首をかしげるところも若干ございます。それは、私も詳しく調査もしないで、こうやって質問するのは何ですけれども、基本的に私どもの会派では、斎藤博行議員が専門でございますので、また厚生常任委員会でひとつ聞いて、この件に関してまた出ささせていただきたいと思います。

運河付近の露店について

続きまして、これは私の得意な分野でございますけれども、観光です。市内の今の観光の現状については、代表質問で伺いました。大変に非常に難しい状況にあるのではないかとことを申し上げましたが、特に最近、観光の中心である堺町とか、運河の浅草橋街園から中央橋につながる街路ですね、遊歩道ですけれども、さまざまな業者が露店を広げて、また堺町では歩道にせり出して店舗を構えていらっような事例が多々見受けられるわけです。特に浅草橋街園などでは、仮設の構築物といいますか、そういうものを組み立てられまして、そして、かつてはなかったのですけれども、発電機などを結構多くの業者がお使いになって、夜も発電機の音がするわけですがけれども、そういう中で、いわゆる営業行為をやっていらっやるということでございます。それから、堺町で言うと、あそこは点字ブロックが歩道の真ん中にあるわけでございますけれども、その点字ブロックもぎりぎりのところまでいわゆる店を出される例が近年特に多くなっているのです。これはもう全部規制してしまえば、やはり観光地としてなかなか寂しいところもございまして、何らかのルールづくりが必要と思っておりましたけれども、現状について、まず私が見て認識したところではそういうことでございますが、ここ数年の経緯から見ると、少しルールが、ルールというよりも初めからルールはなかったですけれども、ちょっと無節操になってきたかという印象的なものですから、質問をさせていただいているわけです。その辺の認識について、現状なども含めて、どういうふうにお考えになってきているのか。また、当然苦情なども来ていると思いますけれども、そういうこともどうい

ふうに対応をお考えになってきたのか、この経緯について、まずお話をいただきたいと思います。

（建設）用地管理課長

堺町及び運河の散策路なのですけれども、両方とも道路の管理をする方の担当としまして、あの堺町、それから運河の方、浅草橋のところなのですけれども、私たちの方もああいうような状況で、店の商品が少し表に出ているという状況は把握しまして、注意をして回っています。しかし、注意をしているときは、「はい、わかりました」という状況にはなるのですけれども、また何日か後に出しているというようなイタチごっこに現在なっている状況でございます。

山口委員

道路交通法では、ある意味では営業行為等、許可なくそういうことはできないとっております。突き詰めていけばすべてを撤去しなさいというようなことに警察の方はなっているのです。結局、頭を悩ませているのは、本当にそれでいいのかということです。ただし、やるとしたら全部やらなければいけないということになりますので、どういうふうにしたらいいかということについて、私らも正直言っているいろいろな思案をしております。そういう中で、特に堺町については、商店街というか、商店街組合という組織もございませんし、議論をする場もなかったということもあるわけです。今、観光協会の方では、堺町の商業者の皆さんといろいろお話をする機会を持ちまして、そういうところで、ある意味では、自主規制ではないのですけれども、どういうふうにしたらいいのか、この問題を放置すれば、ある意味では観光の質にかかわる問題ですから、のぼりを歩道に出して、そして営業されている方もいらっしゃいますし、景観上も大変見苦しい部分もあるわけです。そういう意味で、やはり危機感を持っていらっしゃいまして、これを1か所でやればみんなやってしまうわけですから、それをとめるわけにいかないということもあるわけですから、その辺も含めて、まず自分たちでルールづくりというか話し合いをして、そういうことは遠慮していただくようなことを議論していただくように今やっているわけなのですけれども、それについて観光振興室なり、関係部局が直接かかわっていただいて、また、これは建設部の方、特に今、用地管理課長から答弁をいただきましたけれども、公安委員会と連携をとってやっていただける部署も含めて議論の場をつくっていただいて、それで商業者とも話し合いをしながら考え、どういうふうにしたらいいのか妙案を練っていただきたいというふうに思いますけれども、その考え方についてはどんなふうにお考えですか。

（建設）用地管理課長

商品が道路に出ているという状況の中で、道路交通法上はなかなか難しい問題であると思っております。しかし、平成17年に国土交通省が「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」というものを出しまして、要するに公共空間である道路を大いに利用しなさいというようなガイドラインを今出しております。何でもかんでもいいというような状況ではなく、やはり一定のルールがありまして、公共性、公益性の配慮、それから地域における合意形成、こういうものをもって大いにその道路を利用して、その地域の活性化を図りなさいというような内容で、現在通達が来ております。それで今後は、警察、細かいものは道路交通法によりますけれども、警察とか他の関係機関と協議を行っていきまして、将来的には研究課題であると、このように考えております。

山口委員

堺町については、先ほど私も申し上げましたことでぜひやっていただきたいと、答弁はいただけませんでしたけれども希望しておきます。運河の浅草橋街園については、本当に最近、言ってみればやりたい放題と言ったらおかしいのですけれども、非常に質のいいものもあるのですけれども、そうではないものというか、我々から見て、これはちょっとやりすぎではないかという事例が数多く出てきたものですから、実は観光協会の方でも、これについていろいろ議論をしております。できれば基本的にはあそこは夏の盛りは祭りをやっているような、ちょっと最近少ないのですけれども、祭りの状態なわけです。ですから、あの地域を、これはちょっと難しいかもしれませんが、例えば夏の6月、7月、8月の3か月は、これはイベントをやっている。そういう意味で観光協会があつた街園と遊

歩道について占有許可をいただいて、そしてあそこに店を出していただいている方と運営委員会をつくって、そして一つの一定のルールをつくって、逆にあの場所をプロデュースしていったらいかがかというような議論をしています。そういうことによって一定の歯止めというか、ルールをつくることのできるのではないかと。これまでいろいろな議論をしてきたのですけれども、結局何もできないで黙認ということが続いて、歯止めがかからなくなってきたところがあるわけですから、苦肉の策として、そういうことができないのかと、「雪あかりの路」のときは、10日間占有許可をいただいて、実はライトをつけて点滅させて写真を撮っていらっしゃる、夜営業されている方がいらっしゃるわけですが、その方とも話し合いをして、我々の祭り期間中は遠慮していただいている。これは占有許可をとっていますから、その期間については、また時間については我々がコントロールできるというようなこともありましたものから、そういうふうに逆にプロデュースをしていくという立場で、一定の仕組みができないかと考えたわけです。

この件について、その案について、これは無理だとか、そういうふうなことも含めて先ほど言ったような枠組みで、1回観光協会なり、それと市の関係部局、観光振興室、それから建設部まちづくり推進室も含めてですけれども、話し合いを持つべきだと私は思うのですけれども、それについてはいかがですか。

（経済）観光振興室佐藤主幹

観光スポットであります浅草橋街園、それに続く運河散策路ということで、街園については市の管理、それから散策路については北海道土木現業所の管理ということになっています。それで、観光客の皆さんから例えば苦情が寄せられた場合、過去にもございました。例えば、人力車が街園を占拠している。それで危ないとか、それとか写真の被写体としてかぶって隠れてしまったとか、そういうお話はあったのですけれども、今のところ目立って散策路で営業をされている方で、今おっしゃってました発電機の関係ですとか、そういうことでは目立った苦情は今のところは入っていないという現状です。

それで、山口委員がおっしゃってましたとおり、例えば例年やっています「雪あかりの路」、これは冬期間散策路は通行止めなのですけれども、除雪をした上で、それで道路管理者であります北海道土木現業所の方に占有許可、あわせて歩行者の通行の安全確保という道路交通法上の関係がございますので、警察の方、これは交通課の規制係になりますけれども、道路使用許可をいただいて、10日間のイベントをさせていただいた、こういう実情もあります。

それで、今、夏場の3か月、例えばあの遊歩道について、散策路について観光協会の方で、祭りイベントとして認められないかということなのですけれども、あくまで祭りをやっている、イベントをやっているといいましても、公共性があるかないかという観点もいろいろございます。それで、まずその道路管理者である北海道土木現業所等に一回話をしたいとは思っております。山口委員とは、この間も何回か話したのですけれども、まずもって、この管理者が何と云うのか、あわせて警察が何と云うのか、それが一つの指標になるのかと。実際には、観光協会イベントと言われても、それをイベントとしてそういう機関がとらえていただけるかどうかという問題もありますので、そういうことは庁内的にも建設部といろいろ協議をした中で、また観光協会とも協議をしたいと考えております。

山口委員

いずれにしても、結局は何もできないまま、ある意味では客に迷惑をかけたか、印象を悪くしたりすることが続けば、小樽の基幹産業になっているこの観光がますますある意味では力を失っていくことにつながってきますので、知恵を絞って、逆に効果が上がるようにし向けていくようなことが私は可能だと思っておりますので、今後もこの件に関しては議論をしていただきたいと思います。

教育制度の見直しについて

最後に教育委員会に、今度は、いわゆる教育の方で質問したいと思います。

最近、新聞等でも書かれておりますように、中央教育審議会、文部科学省が示した30年ぶりのゆとり教育の見直しということが話題になっております。まずこの辺について、これまで教育委員会の答弁等の中で、ゆとり教育の中の特に早期教育ですね。さまざまなそういう取組を一生懸命なされていることをお聞きして、それに対する教育効果も含めて、答弁をされてきていると思いますけれども、今回の見直しに関してどのような考え方を持っていたらいいのか、まずお聞きしたいと思います。

（教育）指導室長

ゆとり教育についてでございますけれども、委員が御指摘のとおり総合的な学習の時間ですぐれた実践も見られていることは確かなのですが、ただ現在、中央教育審議会でも学習指導要領の見直しが行われておりまして、このゆとり教育ということがマスコミ等で使われて、広く周知されてきているわけなのですが、学習指導要領にはゆとり教育という言葉は出てこないのです。この現行の学習指導要領では「ゆとりの中で、みずから学び、みずから考える力などの生きる力を育成する」という、こういうことをねらいとして改訂されたものなのですが、どうもゆとり教育という言葉が誤解されているのではないかと、「緩み教育」ではないかというような感じでとらえられているのではないかと思います。この「ゆとりの中で、みずから学び、みずから考える力などの生きる力を育成する」という現行の学習指導要領のねらいの一つとして、教育内容を厳選して、基礎・基本の徹底を図ることなどが示されているわけなのです。いわゆるゆとり教育によって学力が低下したという受止めがありますが、現行の学習指導要領では、教育内容を厳選して、あまり多くのことは教えないで、必要なことは徹底して教えて、ゆとりの中で繰り返し指導をしたり、体験活動などを取り入れて、みずから考える力、思考力を育成している、基礎・基本を確実に身につけようとするものであると認識しているところなのです。国際的な学力調査で日本の順位が下がって、学力が低下しているという論議になっておりますが、この学力調査で求められている力というのは、学んだことを応用したり、そういう学んだことを応用して活用するとか、そういう思考力が求められていて、現行の学習指導要領で、子供たちに育成しようとしているものと同様なものなのです。文部科学省においても現行の学習指導要領の考え方としては間違っておらず、この学習指導要領に基づいた指導方法や指導内容の取組が学校の方にうまく浸透していかなかったものと考えております。例えば総合的な学習の時間においても、中にはすぐれた実践も見られているわけなのですが、子供の自主性を尊重するあまり、教員が指導をためらう状況が見られる、ねらいとは違う方向に進んでしまった、自主性が流れてしまったということもあります。学力の低下論争などがきっかけとなって、次の学習指導要領では教科の時間を増やすことが打ち出されてきております。小学校低学年で週当たり2時間、中・高学年では週1時間、中学校でも週1時間授業時数が増加する見込みでございます。確かな学力の育成は学校の責務と考えております。授業時数を増加させるということは、文部科学省が基礎・基本を確実に定着させることに大変力を入れているという意識がうかがえますけれども、授業時数を増加するだけでなく、知識を一方向的に教え込むような画一的な指導、これを改善していくことが最も大事なことだと考えております。

山口委員

この問題はいろいろ見方があって、この間の国の議論のなども、本当にきちんとした議論になっているのかと私も大変疑問なのです。要するに、授業時間を増やせば学力が確実に上がるかということになれば、これはそうも言えないのではないかと。事例なども含めて、諸外国の例、特にフィンランドなどでは非常によく効果を上げているわけですが、授業時間数などは、日本に比べて少ないわけです。そうかといって多くしているドイツなどと比べると、いわゆるドイツは基本的には学力は日本より下ということになっているのです。そういう意味からも単純に授業時間数を増やせば学力が上がるということにならないという結論が導き出せると思うのです。それでもなおかつ、日本の場合は、授業時間数を増やせば学力は上がるのではないかと、学力低下からこの議論が始まって、そして授業時間数を増やすという結論が導き出されておりますので、ここはもう少しきちんと議論をされた上でやるべきだというのが私の率直な感想です。

それよりも教育の質を高める考え方というか、単に我々のときは、もう詰め込み教育で、何でも覚えなさいと、記憶力がある意味では学力の一番重視をされた部分であったという弊害が、ある意味では国が責任を持っていないような国にしてしまった我々は責任世代なのですけれども、これは教育のある意味では、まずさがこの結果を生んでいるのではないかと、私はそういうふうには思っているのですけれども、そういう意味で、私は例えば総合学習の時間を、体験学習とかいろいろ使われておりますけれども、よその学校がやっているようなことをうちでもやりましょうというので、ずっと同じようなことをやっていますけれども、それが本当に社会教育につながっているのかというと、大変に疑問がある。小樽はそれで潤っているわけですがけれども、私はそういう体験の現場を知っておりますけれども、正直言ってこれが教育なのかと思っているのです。私はやはり基本的には読書、結局、今はもう携帯電話です。それまではゲーム機です。テレビもそうですけれども、そういうところで時間を費やして、特に今は携帯電話だと思えます。その中でインターネットともつながっていますし、いろいろないわゆるメールのやりとりもしているわけですから、そういうことにほとんどの時間を費やしている。そこで物を考えて、他人に対して相互努力を及ぼしたり、社会というのはどういうふうにあるのかということに思いをめぐらしたりするような、そういう大人になっていくための教育みたいなものが、いわゆる日常生活の中で、なかなかできないということなのです。いわゆる社会性の醸成につながっていかないような、そういう幼児期や、ある意味では少年期の過ごし方がされていないということが、非常に問題だと思っております。これは私の個人的な考えですけれども、ぜひとも読書を薦めていただいて、小樽では総合学習が全部なくなるわけではないのですから、感想文を書いていただく。今、文章を書く力がなから、そういうものを養っていただく。昔我々のときは、つづり方教室というものがあつたのです。ああいうことは素朴なことですが、大変私は有意義だと思います。そういうこともぜひやっていただけたらいいかというふうに思っております。これについての答弁は要らないです。私の考え方を申し上げただけです。

小中学生の携帯電話について

最後に、近年、先ほどもちょっと携帯電話の話をしましたけれども、この間、朝日新聞を見ておりましたら、もう小学校に上がる前から子供に携帯電話を持たせている親もいるそうですけれども、小学校、中学校で携帯電話を持っている子供が相当数いるそうです。これは、今、朝日新聞をとっていらっしゃる方を対象とした会員制の「アスパラクラブ」というのがあるのですけれども、これが 8 月に、親に対して 1 万 936 件のアンケートをしています。これによりますと、高校生になってから、また高校を卒業してから携帯電話を持ったと、持たせたというのも半数以上ございますけれども、59.1 パーセントが大体高校生以上になってからです。ということは、おのずと 4 割以上は中学生までにもう携帯電話を持っているわけです。これが今大変な問題になっている。特に、今いじめが非常に陰湿になっておりまして、携帯電話の書き込みサイトもいろいろございますけれども、その中でも今「プロフ」というのですか、自分の履歴というかそういうのを明らかにして、そういう中でいろいろなグループもできて、そういう中でいろいろな書き込みがされて、それが直接いじめにつながっていくようなことも非常にあるそうです。それから、学校裏サイトというのもありまして、これは携帯電話会社の方で無料のフィルタリングをかけて有害サイトに入っていくような仕組みに今なっておりまして、それも今推奨されておりますけれども、このフィルタリングでは、学校裏サイトなどにはかけられないそうです。どうしても入っていくのだそうです。それから、やはりメールから、例えばゲームもやっていますけれども、メールからというよりも、ゲームから特に有害サイトの方に誘導するようなそういう仕組みになっておりまして、そこから出会い系サイトの方に小学生が入っていったり中学生が入っていったりするような事例も多々あるそうなのです。実態について、小樽の小学校と中学校で、どの程度の子供が携帯電話を持っているのか、その辺のデータがもしあつて、また今申し上げたようなちょっと問題になっている事例みたいなのが、学校の中で、そういうのがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

（教育）指導室主幹

現在のところ携帯電話の所持にかかわってのデータというのはございません。携帯電話によるいろいろな子供同

士等のトラブルについては、携帯電話によるひぼう中傷による友人間のトラブルが発生した事例ということは、今年度になってございます。しかし、報告のないところにおいても多くあるのかということの認識の下、いろいろな取組を進めさせていただいているところでございます。

山口委員

今、私が語る説明しましたこういうような事例を受けて、全国でもそんなに多くはございませんが、親と話合いをされて、地区でもいろいろな問題があったことを契機に議論をされて、その町の小中学生は携帯電話を持たせない、こういう事例をつくった町が石川県の野々市町というところにあるそうです。それがまた議論をされている地域も、ほかにも熊本県とかの中に事例があるそうです。これは、そういう提案がされたときに、親の方は大変喜ばれたそうです。というのは、先ほど申し上げた「アスパラクラブ」のアンケートでも通信費などの費用がかさむ、困っているという親が全体の72.6パーセントもいるそうです。親の負担というのも大変なのです。1人の子供が持っていて、あの人を持っているから私も欲しいということで、断りきれなくて持たせるというケースもあるようですから、ある意味では、そんな百害あって一利なしとは言いませんけれども、メリットもそれはあるでしょう。しかし、言ってみるならゲーム、親がとめない子供はどうしてもやはり楽しいからやってしまうわけですから、危険性、いわゆるリスクが発生するわけですから、その辺も含めて、ぜひとも議論をしていただきたいと思います。

もう一つは、教員は忙しいですよ、教育委員会も忙しいとは思いますが、私は学校適正配置等調査特別委員会などでもずっと申し上げておりますけれども、地域での連携ということをぜひ思いつきではなくて、ひとつきっちり制度化されておやりになってはいかかかと。制度にして、地域のいわゆる教育力というかそういうものを発揮できるようなシステムをぜひともつくっていただきたい。私は今ずっと提案申し上げているのは、学習支援ボランティア、それと学校支援ボランティア、これを地域地域で登録をしていただいて、そういう方々にいわゆる学校教育に対して、言ってみるならさまざまな場面で協力していただく。そういう中で、例えば今のこの携帯電話の問題も含めて議論をしていただいて、学校と連携していただいて、先ほど例を挙げて申し上げましたような例えば持たせないということも含めて協議をしていただく。いじめの根絶につながればいいわけですから、ますますそういうのが見えにくくなっていると思うのです。先ほど冒頭に申し上げました教育の、単に学習ということではなくて、社会教育も含めて、いわゆる子供の情緒、それから想像力とか、そういうものも教育の場とは別なところで、社会と触れることによって得られるわけですから、今のようなシステムをつくれれば、それにも十分に対応できるようなことになっていくと思うのです。ぜひともそういうことを考えて、制度化していただきたいということを切にお願いいたしますけれども、それについて考えがあれば聞きをして、私の質問を終わりたいと思います。

（教育）指導室長

委員の御指摘のとおり学校の教育活動は、学校、家庭、地域がともに責任を持って、地域の子供を育てていくということで成立していくものだと考えております。携帯電話の件につきましても、インターネットも含めてなのですけれども、多額の使用料金とか、それからメール、チャット、そのひぼう中傷、書き込みとか、また出会い系サイト、それから「プロフ」、プロフィールサイトといって自分の個人情報などを書き込んでいるわけなのです。そういう人間関係のトラブルや犯罪に巻き込まれる、こういう非行、事故につながってくるということもありますので、全中学校において携帯電話教室を今年開催するのですけれども、それから指導室では情報モラル出前教室をつくっております、この前も稲穂小学校に出向いて、PTAにモラル出前教室をしてきたわけなのですけれども、それからこれまでも啓発資料もずいぶん配っておりますけれども、家庭の協力なしには、なかなか児童・生徒をこういうような情報トラブルからは守ることができないと考えております。

また、学校支援ボランティア、それから学習支援ボランティアについてなのですけれども、これにつきましても、現在、読み聞かせとか、学校のいろいろな手伝いとか、そういうことでは地域でお願いして取り組んできてはいるのですけれども、学習支援ボランティアになりますと、なかなか難しい面がありまして、いま一歩進めないでいる

状況でございます。今後、部内でもちょっと検討を重ねまして、より一層充実するように進めていきたいと考えています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

水道局の工事入札について

まず、水道局の工事入札、それから落札率を中心として、関連も含めて質問をさせていただきます。

平成19年度より条件付一般競争入札を導入していますけれども、その意義、それから目的とするものは何でしょうか。

（財政）契約管財課長

まず、条件付一般競争入札の導入でございますけれども、これにつきましては、いわゆるこれまで談合事件、特に官制談合の廃絶ということが大きなテーマになってございまして、これに基づきまして、国の方では、一般競争入札の導入を地方自治体にも求めてきたという経過がございます。私どもとしては、一般競争入札というのは、特定の事業者ではない、いろいろな企業が参加するという方式でございますので、一定程度市内に本社を置くということで地域を限定した中で、この条件付一般競争入札を導入したということでございます。

大橋委員

入札業者の必要とされる資格、それから入札の募集要項、これは一般の方とか、水道とか若干違う点もあるかと思しますので、水道局に限定してお尋ねいたします。

（水道）総務課長

水道局の工事業者関連の資格の関係でございますが、下水道事業におきまして、汚水管等の工事においては、土木一式工事、下水道の配水管の布設工事に当たりましては、水道施設ということで工事を設定した中、工事を進めております。

大橋委員

条件付一般競争入札は今年からですから、条件付一般競争入札と、それから公募が今併存している状態ですが、公募がどうして残っているのか、それから今後の業者の選定とか、それはどういうふうに水道局はやっていますか。

（水道）総務課長

基本的には130万円以上の工事につきましては、条件付一般競争入札を執行しているという状況になってございます。

大橋委員

平成19年8月31日現在、つまり6月からですが、その入札の結果、これは合計件数で、又は合計落札額、それから落札率について、これにつきましては契約管財課、それから建設部庶務課、水道局、別々に教えてください。

（財政）契約管財課長

契約管財課が執行いたしました条件付一般競争入札の結果でございますけれども、8月末で11件、それから落札金額の合計では1億5,094万円、平均の落札率で81パーセントとなっております。

（建設）庶務課長

庶務課で行いました条件付一般競争入札でございますが、4件やっております。落札金額の合計金額が1,177万2,000円、平均落札率でございますが72.34パーセントです。

（水道）総務課長

水道局におきまして実施いたしました条件付一般競争入札の関係でございますが、実施件数が13件、落札金額の

合計は 2 億 9,619 万 9,000 円、それから平均落札率につきましては 91.63 パーセントとなっております。

大橋委員

落札率 90 パーセント以上の件数についてお聞きしたいと思います。これは、庶務課は金額が少ないですから、契約管財課と水道局において何件中何件が落札率 90 パーセント以上なのか、お答えください。

（ 財政 ） 契約管財課長

今の条件付一般競争入札 11 件の中だと、 4 件ということになります。

（ 水道 ） 総務課長

水道局におきます 90 パーセント以上の落札率の件数でございますが、 13 件のうち 10 件となっております。

大橋委員

それから、落札、入札業者の中で、いわゆる最低制限価格未満という形の業者があったと聞いていますが、契約管財課と庶務課は実際の入札のときに、多数の業者が最低制限価格未満となっています。それで水道局の方はそういう記載がありませんけれども、水道局においては最低制限価格というのは設定していないということなのですか。

（ 水道 ） 総務課長

最低制限価格制度の関係でございますけれども、水道局におきましても、市長部局と同様な形で 3,000 万円以下の工事につきまして、最低制限価格制度を適用させております。

大橋委員

90 パーセントというのは一つのラインというふうに考えるのですけれども、これは条件付一般競争入札、要するにそういうふうに入札の形態を変えようというふうに現在全国でしていますけれども、 70 パーセントから 80 パーセント台に結局なっていくときには競争原理が働いているし、 90 パーセントを超えている場合には、いわゆる談合を疑えと言われていたラインというふうに一般的には聞いています。水道局の場合には、その比率が非常に多いというふうに考えますけれども、水道局としてはどう分析していますか。

（ 水道 ） 総務課長

この条件付一般競争入札の関連につきまして、落札率が高いということでございますが、平成 18 年度までは指名と公募等の契約、 2 種類によりまして契約をしまいましたが、そういった中では、平成 18 年度では、水道局は 91.9 パーセントの落札率でございました。そういった中、先ほど答弁をさせていただきました水道局の平均落札率 91.63 パーセントというのは、指名競争入札から一般競争入札に変更したことによる大きな金額の減少といえますが、契約金額の減少等の効果はなかなか見受けられなかったというふうに思います。しかし、これは郵便で入札、応札する業者の顔が見えないという中に入札方式でございますので、そういった中では、透明性、客観性、競争性が図られた中の契約の結果だということと考えております。

大橋委員

いわゆる本来的な競争が形の上では客観性があるというふうにお考えなのでしょうけれども、しかし効果という部分では、それが出ていない。よそのまちの数値まで今回は調べてきていませんけれども、こういう入札制度を変えることによって、劇的に変化をしているまちもあるというような部分から考えますと、小樽の業界の特殊な事情、そういうことが働いているのではないかとというふうに私はまだ疑問を持たざるを得ません。そんな中で、水道事業団体、いわゆる管工事の事業協同組合というのがありますけれども、管工事協同組合というのは、これはどんな団体で、入会規定はどういうふうになっていますか。

水道局長

大変申しわけないのですが、管工事協同組合等の規定等、現在、手元ございませんので、後ほど示したいと思います。

大橋委員

規定がないということですから、これは一般的な形での答弁ということで聞きたいと思いますが、当然ながら水道局にずっと長くお勤めの局長であれば、管工事業協同組合の組合長というのですか、会長というのでしょうか、そういう方も当然ふだんから御存じでしょうし、また組合員の人との接触もあるでしょうから、どういう団体で、どういう活動をしているかという一般的に局長の方で受けている感じについて述べていただければ結構です。

水道局長

市内の管工事に携わっている業者の集まりでございますが、その中ではある程度の会費を取っているのではないかと考えているのですが、そういう中で地域貢献とか、いろいろなことを考えている団体だというふうに思います。

大橋委員

管工事組合に入っていることが工事をする場合の一つの資格要件になっているとか、そういうことはありますか。

（水道）総務課長

工事の資格要件の関係でございますが、配水管の工事ということの想定の中で説明させていただきますと、工事の種別では水道ということになります。また、小樽市内に本社がある。その次に、配水管技能者等を有し、かつ小樽市指定給水装置工事事業者であることという要件の中で、今設定しております。

大橋委員

業者の方の要件についてはわかったのですが、工事に使用する水道管とか、それに伴う部品とか、そういうものに対して、小樽市としてはこういうものを使いなさいという規定、そういうようなものはありますか。

（水道）サービス課長

小樽市におきましては、水道で給水装置工事に使う材料、配水管に使う材料につきまして、災害等も考慮いたしまして一部指定しているものがございます。

大橋委員

私もそういう部分は詳しくないので、的外れかもしれませんが、よく製品関係は J I S 規格というのがあって、J I S 規格があれば、それが一つの規格になるという形になるのですが、その J I S 規格とはまた別に小樽市としての規格を設けているということですか。

（水道）サービス課長

小樽市として規格を設けているのかという御質問でございますけれども、配水管から取り出して一般家庭に引き込むときの部分が非常に指定が多い部分になります。これは災害等で破損した場合に処理するためにある一定のものでなければ材料がそろわないと、こういう条件があるものですから指定させていただいておりますが、内容的には止水栓、これらが小樽市型、これは当然凍結深度等もございまして、小樽市に合う深さのものを指定させていただいております。

また、メーターの箱につきましても、メーターを 8 年に 1 度交換しなければいけないと計量法で定められておりますので、メーター交換がしやすいような大きさ、形のメーターの箱を指定させていただいております。

大橋委員

それと、先ほどおっしゃっていた、いわゆる言葉としていえば、接続させるジョイント部分というのですが、それも含まれているということですね。

（水道）サービス課長

ジョイント部分というのは給水管でございます。給水管につきましては、配水管から当然とり出して、メーター一部分までは、条例の中で指定されてございまして、ポリエチレン管を使用するという形になっております。ポリエチレン管に使用する継ぎ手は、J W W A 日本水道協会の方の規格がございまして、そちらの規格品を使うという形になっております。

大橋委員

その日本水道協会の規格品というのは、全国的に、一般的に売っているものだと思いますけれども、小樽市だけでそういうものを結局、検定をしているという部分は別にはないのですね。

（水道）サービス課長

平成 8 年、水道法の改正により、規制緩和がなされました。それで、ある一定の水道の管材料としては構造、それから浸出基準というか、溶け出す基準、これらが合致していれば、どのようなものを使ってもいいと、それにつきまして日本水道協会と第三者が認定しているというのが現状でございます。

大橋委員

すると、そういうような止水栓、メーターが、今言われました規制緩和によるものというのは、これは別に小樽の業者から買わなくても、札幌なりほかの業者から買ったものを使っても、それは差し支えないわけですね。

（水道）サービス課長

先ほど申しましたとおり、止水栓等が小樽市型ということで指定しておりますので、製造していますのが市内の水道関連業者、それで小樽には株式会社光合金製作所と北海道水道機材株式会社という 2 社がございまして、こちらの方で製造しているという形で、小樽市内にしか出回っていないものがございますので、小樽市内の商社、それから組合等でも取り扱っている品物でございます。

大橋委員

光合金の問題と水道機材の問題は、ずいぶん前にほかのものを締め出しているのではないかとというようなことで議論になったこともあったように思いますので、そこは理解するのですけれども、結局、具体的に尋ねるのですけれども、いわゆる市内で水道の入札に参加するランクを持っている業者が、問屋にその水道の部品を買いに行きましたら売ってくれなかった。管工事組合に一括納入する形になっているので、個別の業者に売れないのだと、管工事組合の方を通じてくれと言われたということがございます。それで、管工事組合の方としては、組合に入っていない業者には売れないと、そういうような形があるということから始まるのですけれども、これがそのとおりであるとすると、いわゆる管工事組合は資格要件になっていないとしても、管工事組合に入っていなければ、小樽市のそういうような部品等を仕入れることができない。それから、それを持っている問屋に行っても、一括納入だからということで売ってもらえない。これがそうだとすれば、いわゆる競争業者を非常に巧妙に締め出すシステムという形になってしまうのですが、ただ私自身は業者からのそういうことがあるという訴えで、現在質問をしております。私自身が調査するものでもありませんので、調査はしておりません。そういうことを前提にしてなのですが、その部分について、これは結局、水道局として、ぜひ調査をお願いしたい。

それからもう一点、やはり 90 パーセントという枠が来年も維持されるのかどうか、これはまだわからない世界ですけれども、やはり小樽の状況は、競争原理が働いていないというふうに考えざるを得ないので、その部分を水道局で考えていただきたい。その 2 点についていかがでしょうか。

（水道）サービス課長

まず、問屋の方で材料を売らない、また組合の方でも組合員でなければ売らないということにつきましてですが、問屋、商社については、私どもは販売しているというふうに思っておりますので、その部分については再度確認させていただきたいというふうに思います。

また、管工事組合の方で販売している材料につきましては、確認いたしましたが、現金取引であれば組合員でなくても販売しているというふうに聞いております。

（水道）総務課長

落札率の関係でございますけれども、水道局といたしましても、この入札方式にしたことによって、なかなかいい数値が出なかったということでは残念なところでありますけれども、今回、大橋委員からこのような御意見をい

ただきましたので、関連する団体等にこのような御意見があったということでお伝えしたいと思います。

水道局長

競争性の問題ですけれども、これは重要な問題だと思ってございます。私も水道局に長くいるものですから、日本水道協会を通じまして、歩掛かりにつきまして、厚生労働省の歩掛かりと国土交通省の歩掛かりの 2 本が、水道部分においてはあります。厚生労働省と国土交通省の歩掛かりの欄を見ますと、1,000万円程度の工事で、約10ポイント以上の差が出ています。2年ほど前から協会を通じまして、国に対して厚生労働省の歩掛かりも、ぜひ国土交通省並みにということをお願いしてございます。そんな関係で、国の方からアンケート調査等がきてございますので、全国的にそういうアンケート調査をして、どちらの方向に向かうのか、すべて国土交通省でよろしいのか、その辺が出てくれば、少しは水道業界、体力のない業者が多いものですから、少しは競争性が出てくるのではないかと、そんなふうに感じてございます。

大橋委員

環境問題について

環境問題に関してですが、電球型蛍光灯ランプ、いわゆるエコランプについてお尋ねします。このエコランプは御存じの方も多いかと思いますが、白熱灯が非常に電力を使うと、無駄が多いと、そういうような中から電球型の蛍光灯というのは、従来は普及していなかったわけですが、電球型蛍光灯を使おうと、それで環境問題に貢献しようということで、現在、宣伝もされていますし、また運動もされているというふうに考えております。それで、まず、ここの本庁舎内で年間の電気料は幾らぐらいかかっているのでしょうか。

（総務）総務課長

直近の数値で答弁させていただきますけれども、本館、別館、消防庁舎、これ一括して総務課の方でまとめて契約しておりますので、平成18年度で合わせまして約1,400万円かかっております。

大橋委員

約1,400万円電気料がかかっているわけですが、白熱灯につきましては、こうやって見渡してもこの部屋にもありませんし、実に限られたものだとは思っていますが、この本庁舎内で白熱灯を主に使用している場所はどういうところでしょうか。

（総務）総務課長

今、委員がおっしゃったとおり、本館の方が古い建物でございまして、その中でも本館の通路、階段、またトイレ、その一部、それと正面入ったところのシャンデリアとか、あとは本会議場の議事堂の上にございますシャンデリアと、あと柱のところにある部分と、あとはこの別館の方は地下の書庫の一部に白熱灯を使っている部分がございます。

大橋委員

いわゆる非常に省エネになりますという話と、それから省エネとか電気料が安いという直接効果と、あと省エネに協力をしていますという姿勢の運動の問題、それと直接、結局非常に電球が高いという問題が現実には存在しています。それで、例えば本会議場なら本会議場を電球型蛍光灯にした場合、その場合のメリット・デメリットについてどんなふうにお考えですか。

（総務）総務課長

確かに、今、委員がおっしゃったとおり、白熱電球と比べて今の電球型蛍光灯につきましては、消費電力が少なく、寿命が長い。ただ、金額がかなり高いということと、あとは点滅回数が多いと、それによって寿命が左右されるというような、一長一短がございますので、それで本庁舎の方でも、議場そのものの使用時間は、今のところ年間の本会議という部分ですので、それと比較した場合、今の質問そのもので計算はしていませんけれども、ちょっとどうなのかという気がします。ただ、本庁舎の中でも一部常時に近い形でつけているところもございますので、

そういうようなところについては、一定程度検討といいますが、実際変えている部分もございますし、対応をしてみたいというふうには考えています。

大橋委員

それで、いわゆる具体的な問題として、例えば小樽の場合に鯨御殿が水族館の管理・運営になってから、この電球型蛍光灯の使用に変えたのです。それから、本庁舎の下の食堂も福利厚生会の方で変えたというふうに聞いています。それから、私どもの屋台村の方はやはりそういう環境の方々から、ちょうちんの方も全部変えてくれと、ずっとつけているのではないかということで、それは変えましょうということで検討したのですが、逆にちょうちんに使うような小さなものは売っていなくてできなかったというようなこともあります。まだ商品が普及しきれていないので、商品の種類と値段というものに非常にばらつきがあるのですが、いわゆる市役所とかそういうところで行くと、市でそういうものを採用する場合にネックになるのが、市が購入する値段と市場の値段に非常に差があるということがあります。恐らくこれは60ワットの電球を市が購入すると、指定業者とか、そういうことになると定価ですから2,000円ぐらいするのでしょうか、電気のディスカウントのところだと800円ぐらい、そんなふうになるのですけれども、これは市のシステムとして、そういう特別に値段の差があるもの、そういうものについては雑費的に考えて、入札にかかわらずに購入するというような考え方というのは、これはできるものなのでしょうか。

（財政）契約管財課長

私どもも量販店から物を買えるのだろうかということについての検討というのは、内部的には何回かしたことはございますけれども、事実上、登録業者で電気も含めて、例えば金物なども含めて登録をさせていただいてまして、実際問題その市の発注量自体が減ってきている状況にありますので、なかなかそういったところに手足は伸ばせないだろうというのが今のところの私どもの考えでございます。

ただ、もう一点は、私どもが発注するときに、ただ1社にするのではなくて、やはり必ず数社から見積りをいただきまして、できるだけ競争もしていただきながらということでは、配慮してございます。

大橋委員

この質問については、経済的なメリットという部分からはなかなか数値が出てこないだろうというふうに思っています。ただ、一般の市民の方々、そういう省エネだとかそういう部分で、コンセントを抜いて待機電力を減らすということまでやっています。コンセントをまめに抜いたとしても、本当に数円、1年間でも何百円の世界です。けれども、そういうことでも努力していこうではないかということが、現在大げさに言えば地球上に生きていく我々のこれからの目標の合意点であろうというふうに思っています。そういう意味でこの問題について前向きに考えていただきたい。それが私のこれは要望ですから答弁は結構でございます。

職員の新規採用について

次の質問は、職員の新規採用を再開といいますが、する考えがあるということが先般発表されました。これについては、総務部長からる説明をいただきまして、組織を考える方の考え方としてはわかりました。ただ従来の方針上問題があるので、議会で議論させていただきましてということで申し上げましたので、なぜ職員の新規採用をしなければならないのかという、それについて部長の方から改めてお願いいたします。

総務部長

職員の新規採用の関係ですけれども、一般事務職員の採用を2008年に向けてさせていただくということで、各会派にお願いをして、今回既に募集をしながら進めております。基本的な考え方は、この間財政再建なり今の小樽市の財政事情を考える中で、市民の命や財産を守ることに直結する職場以外は、基本的には不補充でいきたい。特に定年退職者という部分ですけれども、そういう基本的な考えは変わっておりません。これから毎年平均60人ぐらいやめていきますから、この10年間で60人やめれば一気に600人ぐらいの数値になりますけれども、相当大きな数値になっていく。一つには、そのときも話しましたがけれども、この4年ほどの間に定年退職以外で、実は私どもが想定

しているよりも相当多くやめられました。30代から40代、50代、ある意味働き盛りの部分を含めて、家庭の事情だったり、あるいは民間へ転職するといった理由でやめた方がいました。これが16人ほどだったと思います。その分が実は想定外であったというのが一つあった。それともう一つは、そのときも話しましたが、現在、事務職員は600人ぐらいいるのですけれども、その中で25歳以下の職員は5人しかいません。ということは、割り返すと1年間で1人しかいないという非常に年齢構成のバランスが悪いということ、これがこれから将来大変大きな問題になるだろうというふうには実は思っておりまして、少しやはりこの時期に一定の採用を実施する中で、将来の組織の維持を含めて、何とかやはり最低限の採用は我々としてはしていきたいということをお願いをしていると、そういうことでございます。

大橋委員

先ほども言いましたように、その考え方が間違っているというふうには思っておりません。確かに、職員の採用、こういうふうになっているのは異常な世界ですし、16年前に私も議員になりましたころ、部長たちがちょうど小樽が全く採用しない、新規採用をとめていたような時代に臨時職員で入って来たり、又はその後に入ってきたり、非常にばらばらな基準で入ってきたという話を聞いたことがあります。また、そのために非常に幹部職員の質にばらつきができた。また、年齢的なバランスが崩れたという話も伺ったことがありました。ただ16年の間に、もう一回そういう時代が来るとことは思っていなかったのですけれども、ただ一つ市の方針としてどうなのかという部分では、6月22日の本会議におきまして、私は市長の方が不補充で来ているようで、それには賛成をしております。それと同時に、結局現在の状態で何人減らしていくのだということを不補充ということで考えるのも大切なのですけれども、小樽のこの財政難、慢性的な苦しさというのは、他都市と比べて結局人件費の比率が高いということが慢性的に何十年続いてきている、そういう部分から言えば、不補充というのは大きなチャンス、人を減らすチャンスであり、不補充以外にもっと減らすことを考えるべきではないかということを中心に進んできております。そのときの市長の答弁を議事録から読ませていただきますが、「今後4年間でおおむね250名の退職が予定されている中で、市民の生命や財産を守る医師、看護師、消防等の職種を除き、180名程度について原則不補充という厳しい内容であります。なお、公務員につきましては、身分の特性上、特別な事由がない限り解雇はできない制度となっているところから、退職者不補充以外に職員数を削減する方法はないわけではありますが、これまでの傾向からして、今後予定していない中途退職者も出てくると思われまますので、それらの採用を抑制することによって、さらに削減することは可能であると考えます」という答弁をいただいております。そして、それから1か月後に、理論的に考えたら、やはりバランスだとかそういうことで、方針の転換をせざるを得ない。それでは、この本会議の答弁は何だったのかという部分がありますので、それについて答弁をいただきたいというふうに思います。

市長

先ほど総務部長から申し上げましたけれども、中途退職者分、全員を採用するとは思っておりませんので、そのうちの一部、必要最小限の人数だけは採用したいということですから、その差というのは当然職員数は減ってきますので、そういう意味でそういった答弁をさせていただきました。

大橋委員

今日の時点では納得はしておりませんが、今後も職員数をどうする、そういう問題は、小樽の大問題としてまだまだ続きますので、今後の議論にいたしたいと思っております。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時25分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

北野委員

交付税について

最初に、小樽の財政再建を目指してつくられた健全化計画と、公債費負担適正化計画に狂いが生じているのではないかと心配して、以下の点を伺います。

まず、交付税についてですが、我が党の菊地委員の方から予算特別委員会でも質問して、財政部が答弁していませんけれども、3億3,000万円の平成19年度の交付税の落込み、その財源補てんを、財源対策をどうするのかということをお伺いしておりますが、質問の前提になりますので、改めて部長の方から説明願いたいと思います。

財政部長

基本的には今年の財源手だてをどうするかということになりますので、あと残すところ下期といいますか、やれることにも限りがありますけれども、基本的には予定しております歳入の確保に全力を挙げるといことと、それからもう一方では歳出の面で、予定されている事業をやらないということではなくて、その執行段階で経費を極力節減していくということになるかと思っております。

北野委員

財政部の答弁はマスコミにも紹介されていますが、今お答えになったのは基本的なことだと思うのです。しかし、それにしても3億3,000万円をカバーするというのは至難のわざだと思うのです。だから、結局このままいったら赤字が出た場合、繰上充用の中に加算して、次年度の分を先に使わせていただくということにならざるを得ないので、問題点を先送りするということがならざるを得ないのではないかとこのように思うのです。その点はいかがですか。

財政部長

この部分の財源手だてができない場合については、決算処理上それしか方法がありませんので、単年度で赤字を膨らませる中での決算ということはそのとおりだと思いますけれども、何とかそうならないように頑張っていきたいと思っております。

北野委員

歳入のもう一つの柱である市税収入、健全化計画の4ページ、ここに市税収入が減少傾向にあることが示されていますが、平成19年度は税制改革の延長で、個人市民税は大幅に増収になっています。しかし、それ以降はこれをピークにして年々減少する。その理由は同計画の7ページに示されていますが、人口減のみが減少の理由というふうに受け取れるのですが、それだけでしょうか。

（財政）財政課長

健全化計画の税収の見込みなのですが、これまでの状況とかを見ながら試算をしたということでありまして、過去の状況からいきますと納税義務者数とか、イコールその人口の部分の影響が大きいということもございまして、今回の収支試算の中では人口の減少を一つの考え方として見たということでもあります。

北野委員

その見方で間違っているとは、もちろん思いません。同時に市民の所得の言ってみれば課税客体が縮小するということも大きな要因になると思うのです。前回も指摘しましたが、そういうことを考えれば、健全化計画で市民税の試算が示されていますけれども、個人市民税は先ほど紹介したとおりですが、法人市民税が横並びになっています。果たしてそれがそのまま減少しないで横並びでいくというふうに思っているのでしょうか。

財政部長

確かに健全化計画を作成したときには、平成19年度並みということで、ある程度の景気の回復にもよりますけれども、横並びで見たということがございます。ただ、ここ昨今の小樽市の税収を取り巻く状況を見ますと、なかなか現実問題は厳しいものがあるかというふうに思い、あのようになりました。

北野委員

固定資産税の方は、地価の下落を見込んで、評価替えになった。減らして見込んでいる。この個人市民税と法人市民税については、少し見方が甘いのではないかというふうに思うわけです。そこで、固定資産税の方はそういうことで見込んでいるのですけれども、ただ、ここでの致命的な欠陥は、健全化計画の7ページです。ここで収支試算の考え方が示されていますけれども、いわゆる旧マイカル小樽の滞納額は、17億円と言われてはいますが、何年度で全部納入してもらおうというふうに考えていますか。金額が大きすぎるから。

（財政）鈴木主幹

このOBCの関係でございまして、毎年度納付計画書を提出させまして、経営状況を勘案しながら、できる限りの額の納付をということで交渉してきております。今後も早期に完納していただくように協議を続けてまいりたいと考えております。

北野委員

17億円といったらすごい金額なのです。それを努力するというだけで、ここには触れないというのだったら、今までどおり少しは入れる。しかし、それは過年度分に全部繰り入れるわけですから、新年度の滞納分はどんどん増えていくわけです。だから、ここに触れていないということは、今までどおり17億円なら17億円をそのままずっと引きずっていくというつもりなのですか。

（財政）税務長

これは引き続くということではなくて、最近の報道にもありますけれども、OBC自体も再建に向けた努力をしておりますので、我々もその努力が実るようになっていっていただきたいと思っておりますし、先ほど主幹から答弁しましたけれども、これからはやはり一円でも多く納付していただくよう、OBCの経営状況を見ながら努力していくということでは、今のところはありませぬので、御理解願いたいと思います。

北野委員

では、この健全化計画の固定資産税、都市計画税の収支の考え方は、今、税務長が答弁されたことを加味して考えるということで当然いいですね。だから結局、17億円という話だから一円と言ったのかもしれないけれども、どうなるかはやはりわかりませぬので、市民に差押えをしても納めていただいている現状から、納税者に対しては公平に扱っていただきたいということは要望しておきます。

病院事業会計について

それから次、病院のことで心配ですが、6月の第2回定例会の市立病院調査特別委員会で、我が党の古沢議員の質問に対して、病院当局が答えているのを見れば、平成19年度の見通しも非常に厳しいし、マイナスの要素があるという印象の答弁なのです。そこで伺いますが、病院事業会計の繰出し、それから病院事業会計の資金計画が議会に示されていますが、それをベースにして、どういうふうに現時点ではなっているのかということを知りやすく数値を挙げて教えてください。

（樽病）事務局次長

平成19年度の病院事業会計の収支の状況でございますが、現在まとまっている入院・外来収入については、4月から7月までの4か月間では、目標値に対して約93パーセントの達成ということで、7パーセントほど下回っております。これが4か月分でございますから、これを年間にしますとかなりの減収になるわけですが、入院外来収益の減に伴って、薬品等の材料費も減ることが考えられております。今、残り8か月を残しておりますので、今こ

で具体的に幾らぐらいということは言えませんが、かなり計画値を収支としては下回ることが確実であろうとは思いますが。ただ、この10月から内科の医師が1名増員になることが決まっております。また、さらに薬品費等の価格交渉についても、これから鋭意取り組んでいき、なるべくその収支のかい離を少なくしていきたいと思っております。

また、お尋ねの繰入金についてですが、その収支を今後見直した中で、北海道と資金計画の調整をし、また財政当局ともその対応について、これから検討していきたいと、このように思っております。

北野委員

健全化計画で一般会計の分と、それから病院事業会計の資金収支計画というのが議会に出されているのです。だから、それを下回るわけでしょう。注目の的は一般会計から計画よりも多く持ち出すことになるわけでしょう。それが億単位になるのではないかと心配しているのです。その心配はどうか。私は小樽の財政のことを心配しているのですから、具体的に教えてください。あなた方は今そこまで答えたのなら、10月から内科の医師が配置になって、この方は若い医師で一生懸命稼ぐというふれ込みですから、そういうのもプラス要素にして、差引きでどうなるか。金額を必ず入れて教えてください。

（樽病）事務局次長

金額については、おおよそでしか言えません。計画の入院外来収益を約89億円見込んでおりますから、それを単純に7パーセント下回るとすれば6億円程度になります。ところが、先ほども申しましたが、薬品費等がそのうち3分の1を占めておりますから、4億円程度収支が悪化するだろう。それに先ほど言いました内科医師の増員分、それから薬品費等経費の減額分、これがどれぐらいになるかわかりませんが、数千万円の効果は出したいと思っておりますので、3億円から3億5,000万円、この程度を見込むのが今の時点での推計になるだろうとは思いますが。

また、繰出しの件につきましては、先ほども申しましたが、北海道と資金収支計画の解消をどういう年次でどの程度の額を整理するかによって変わってきますので、今後調整をしていきたいと思っております。

北野委員

既に計画は狂っているから、北海道と協議をして議会に提出している収支計画については、病院事業会計の方も一般会計の方も繰出しについては、多く繰出しというふうに変えたいということでしょう。そんなことはないというふうには否定するのか。

（樽病）事務局長

今時点で、次長が答弁しましたように、これからさらに精度を高めた推計をして、収支計画の見直しを図っていくというふうを考えております。スケジュール的には、北海道との協議が10月いっぱいということですので、10月末までには収支計画の見直しについて一定程度出していきたい。

それで、今、北野委員がおっしゃっている一般会計からの繰入れ等については、これから財政当局とも協議して、それから北海道との協議を受けた中で、財政部とも協議してまいりたいというふうには思っています。

北野委員

私がこのことを聞くのはおわかりかと思うのですが、財政再建を目指す健全化計画、ここで一つは交付税がもう既に3億3,000万円も落ち込んでいる。ここへ持ってきて、病院事業会計への持ち出しが計画を億単位で上回ったら、これはなかなか大変だと思うのです。心配して聞いているのだから、いつももうちょっと、もうちょっとと言うのだけれども、昨年12月の市立病院調査特別委員会に提出した資料を3月の第1回定例会のときに若干修正して出しているわけでしょう。今9月の中旬です。そうしたら、もしこういうふうにご変わる見込みだということだったら、そういう資料を進んで出して、理解を求めるといのが誠実な対応ではないかと思うのです。この辺については疑問がありますから、指摘だけしておきます。

石狩湾新港管理組合負担金の見直しについて

次、石狩湾新港管理組合負担金の見通しについて伺います。まずその一つとして新年度予算要求、平成20年度の予算要求に、石狩湾新港管理組合の方では、北防波堤を延長する。それからその横というのか、陸側の方に防波堤（島外）を計画する、こういうことが出ているのですが、この総事業費と小樽市の負担金の見込みについて説明してください。

（港湾）港湾整備室主幹

石狩湾新港の平成20年度開発予算要望の中に、北防波堤の延伸並びに防波堤（島外）の設置という内容が載っていますが、二つの防波堤の合計の事業費はおおむね150億円と聞いております。このうちお尋ねの市の負担分に相当する額でございますが、直接市の負担金に跳ね返るとは考えられませんが、単純に計算いたしますと、総事業費150億円に対しまして、管理者の負担割合は15パーセントで、総額はおおむね22億5,000万円、その6分の1を小樽市が負担するといいたしますと、3億7,500万円と試算できます。

北野委員

市長は、今の金額をお聞きになったと思うのですがけれども、石狩湾新港は国の静穏度の基準を満たしていないといっても、12月に開設されたマイナス14メートルバースでの荷役には全然支障がないのです。北海道は実質公債費比率では全国最悪でしょう、最低なのです。小樽は北海道の資料によっても、石狩市と小樽市は35市中で28位、27位です。危機的な状況にあるときに億単位の負担をかぶる、こういう新規の事業を進めるといのはおかしい。財政のことを考えない北海道開発局のやり方だと思うのです、何回も要求していますから。これに対して市長はどういう考えで臨んでいますか。

市長

北防波堤の延伸の問題については、北海道開発局の説明をそのとおりうのみにしたとしますと、今言ったような負担がかかるわけですから、共同管理の三者とも大変厳しい財政状況はもうはっきりしているのです。そういった地元の負担というものをどう考えているのか、よく北海道開発局の方とも協議をしてみたいと思いますけれども、いずれにしても、これはやはり北海道と私どもと三者でもって、よく協議しなければ、どうも前へ進めないのではないのかという感じはしています。

北野委員

石狩湾新港の管理者の説明では、マイナス14メートルバースの静穏度が保たれていない。しかし、私が聞いたら何万トン級だから別に影響はないというふうに言っているのです。ところが、3万トンとか4万トンの船が入って荷揚げをやっている。大きい船が入ればそれはわかります。しかし、王子製紙株式会社の専用ではないかと私が常々言うものだから、そうではありません。細かい、例えば紙パルプだよ、500トン未満の船で、14メートルバースに接岸させて、ほかの方に北海道から輸出している。その500トン未満の船の荷役作業に一切影響はないのです。だから、そういう事実があるのに、静穏度が保たれていないということで150億円も持っていくというのは、とんでもない話だというふうに思うのです。ですから、この問題について、私もいろいろな方に、港湾関係者に聞きましたら、新港に進出している方が圧倒的ですから、防波堤の延長、これは意味がない。防波堤（島外）をつくるだけで静穏度が保たれるという方もいるのです。だから、港湾関係者の中で意見が分かれるようなこういう外郭施設の建設に150億円もつぎ込むということは認められませんが、これはもう市長としてもきっぱりとした態度で臨んでいただきたい。

この問題の最後に市長にお尋ねしますが、以前の議会で石狩湾新港管理組合負担金が4億5,000万円前後であれば仕方ないのではないかというお話なのですが、公債費負担適正化計画における実質公債費比率の積算という中に「新港の負担金は、の準ずる元利償還金の中に含む」という説明なのです。そこで、金額が示されているのですが、当然ここには今の150億円に見合う小樽市の負担金は含まれていないはずなのです。仮にここにそれをオンした場合、4億5,000万円以内におさまるのかおさまらないのか。

港湾部長

負担金の関係について、そんな 4 億 5,000 万円ならいいというのは、ちょっと私は記憶がないのです。

（「市長が言ったのさ」と呼ぶ者あり）

額をもってこれならいいというような形は、私どもの立場としてはとっておりません。今、確かに新たな事業をもって、その起債の償還、小樽市を 6 分の 1 とすれば 3 億 7,500 万円、これが仮に 10 年だということになれば年間 3,750 万円とか、15 年にすればもっと落ちるとかと、いろいろなやり方はあると思うのです。だから、確かにこれがそのままだということ、指数に若干の反映はされるかもしれませんが、ただ、我々は事務方として石狩湾新港管理組合とやりとりしているのは、基本的にはもうこの財政状況が厳しいのだから、これは本会議でも市長から答弁させていただいていますけれども、新規事業というのは、やはり慎重にしなければならない。なおかつ、その負担金の軽減について、いろいろ事業の抑制の方法もあるだろうし、それから全体的な管理運営経費とかを見直させるとか、あらゆる手を使って何とか経営努力をさせるのだというふうに答弁させていただいているのですけれども、我々としても、今 4 億 4,000 万円程度の平成 19 年度のたしか負担金の予算だと思いますけれども、これをさらにどんな方法でもとは言いませんけれども、今申し上げたような方法も含めて、あるいは現行起債の借換えの方法とかも含めて、小樽市が毎年度負担金として出す額をその 4 億 5,000 万円にとらわれず、できるだけ下げろという方策を講じてくれという格好では常にやりとりをしているということを御承知おきいただきたいと思います。

北野委員

元財政部長の発言は、私が勝手に言ったのではなくて、4 億 5,000 万円なら市長は仕方がない、そうやって答えたときは、港湾部長は財政部長だったのです。答弁を黙殺しているのだから。我々はそんな話ではないなんて言っていて通用しないから。ただし、今そういう積極的な一歩踏み込んだ答弁があったから、それを公式の見解というふうに受け止めておきます。そこで、私は 4 億 5,000 万円にこだわらないで大幅に削るというのであれば、やはりそういう態度を公式に打ち出して交渉すべきだということだけは指摘しておきます。

そこで、いわゆる起債を認めていただくためには、実質公債費比率が 18 パーセント未満にならないということなのですが、今話しましたように交付税、それから市税、それから石狩湾新港管理組合の負担金等を勘案してみれば、公債費適正化計画で平成 24 年度までの計画が出て、24 年度には 17 パーセント台になって、そういう計画を出して、だから 18 パーセント未満になるからということで起債を認めていただくということになっているのだけれども、これはもう初年度である 19 年度はもう 1 パーセント以上上回って 20.2 パーセントですから、そのまま財源を確保できずに先送りしていけば、最終年度の 24 年度の 17. 何パーセントというのが、18 パーセント以上になって、適正化計画の意味合いがなくなるのではないかというふうに心配するのですけれども、いかがでしょうか。

（財政）財政課長

今回の実質公債費比率が 20.2 パーセントに上がったというのは、国の方の数値のとり方というか、一時借入金の利息を入れなさいとか、何点がございました。それで今回の実質公債費比率が 20 パーセントになっております。それで、今、北野委員からあったとおり、どうやって下げていくかという形なのですが、実際この比率の計算が過去に借りた起債の償還が大宗を占める部分で計算されております。確かに北野委員が言われるように交付税とか税の数値が下がれば、分母の部分なので、率にはね返ってくるということにはなります。そういう中、我々としてはどうやって下げていくかという努力をするわけなのですが、一つあるのが今年から認められました保証金なしの公的資金の借換え、これの詳細な通知がありましたので、今その具体の詰めを行って、何とかその実質公債費を下げていこうというふうに考えてございます。最終的に平成 24 年度までの数値がどうなるかというのは、今の状況を詰めて、今後の支出を計算していきたいと考えております。

北野委員

今のままだったら平成 24 年度が 17. 何パーセントだから、それをそのまま国に出しているわけだから、小樽は 18

パーセント未満になるという国の認識だから起債は認められるということになるわけです。しかし、中身は今言ったようにそう簡単ではありませんから、提出のし直しというか、修正をかけるということになると思うのですが、修正したものを議会に示すのはいつごろになりそうですか。

（ 財政 ） 財政課長

国の方からの通知では、今年の方で、制度改革というか、数値の拾い方を変えましたので、それに対する公債費負担適正化計画の修正と申しますか、それは出しなさいということになってございます。今の状況からいきますと、公債費負担適正化計画の方も、前の方の財政健全化計画の数値等を使っておりまして、今この健全化計画をどうしていくかという、先ほど北野委員からありましたけれども交付税の問題とか、そういうのを含めまして、計算しているところでございます。それで最終的にいつまで出すかということに関しましては、起債の許可される日程とか、財政健全化計画であれば国の来年度の地方財政計画とかを見ながら計画を策定しなければならないと考えておりますので、ちょっと今の時点で、いつまでということでは答弁することはできません。一番最後となりますと、2月の起債の許可が最終リミットなので、その前には当然北海道の方に出さなければならないと考えております。

北野委員

財政健全化計画を立てた初年度から交付税の落ち込み、それから病院事業会計への億単位の持ち出しの可能性が高まったということなどを考えれば、初年度から狂ってきているということは大変心配なので、こういうことをどうするか、改めて議論の対象になりますから、財政課長が答弁したようなことをできるだけ急いで示していただきたい。

介護保険について

最後に、介護保険の問題について伺います。

昨日も中島委員から行いましたけれども、時間もあまりありませんから簡潔にお答えいただきたいのですが、まず議案第 4 号の介護保険特別会計の補正予算案ですが、この財源は前年度繰越金ですが、この財源の性格について再度説明してください。

（ 福祉 ） 介護保険課長

3 億 6,964 万円の財源の性格ですが、このうち保険給付費の概算交付金制度によります国・道支払基金からの超過交付を受けているのが約 1 億 7,000 万円でございます。これは平成 19 年度におきまして、国の方に精算ということで返還する性格のものでございます。それから、被保険者の方の還付金で、まだ還付未済になっている部分が少額ですが 43 万円でございます。これもこれから還付をしていく性格のものでございます。残りの保険料の余剰分は 1 億 9,800 万円でございます。これにつきましては、19 年度におきまして、介護給付費の準備基金で積み立てる予定になっております。

北野委員

それにしても、昨日、中島議員から詳しく 1 項目ずつ聞いたのですが、単価とそれから利用者の見込みが大きく狂ってきている。皆さんからも資料をいただきましたけれども、例えば利用者については、前年度に比べて増えている。それでも当初予算の利用者の見込みを大きく下回っている、これは一体何なのだろうか。それから、単価です。確かに予算編成時、国から介護報酬の単価が示されていないという事情はありましたけれども、しかし実績その他からいろいろ勘案して、単価は決めたと思うのですが、それにしても大幅に単価が狂っている。意図的なものを感じるのです。平成 18 年度は介護保険の値上げが行われましたから、これを高くするトリックではなかったのかというふうに思うのです。この点については、どういうふうにお考えですか。そして、18 年度の予算編成時の単価の見積りの方法、これはどういうふうにしたのか。それから利用者の見込み違いがありますから、18 年度の予算編成時の利用者の推定の見積りをどうやって計算したか、まず算式を示していただきたい。

（福祉）介護保険課長

順番がちょっと前後するかもしれませんが、まず予算のつくり方から説明させていただきます。平成18年度は介護保険事業計画の第3期がスタートする年度でございます。3年間の事業計画の初年度でございます。国から示されておりますルールに基づきまして、その事業量を出して、それを初年度の予算にまず置いております。その予算の執行の中で、6か月間経過した時点で、現状とのかい離があった部分につきまして、できる限り現状に近づけるような形で年度途中の議会におきまして補正を行っております。ただ、その補正をした内容の後もさらに見込みきれない部分が発生してきて、補正後の現計予算との差で不用額が生じているという状況でございます。

まず1点目に、18年度の予算編成時の単価の見積りの算式について説明させていただきたいと思います。単価につきましては、補正のときの単価設定について説明させていただきます。平成18年の4月から9月までの実績の6か月間の合計を出しまして、これをその6か月で割ります。割った単価を用いまして、単価としております。それから、利用者の推計の見込みなのですけれども、これも補正時におきましては、9月までの実績に4月から9月までの伸び率の平均値を掛けまして、その差で大体月に18人程度増えていくという傾向が本年認められましたので、それを10月以降の伸びの数として置いております。それが今言いました例は訪問介護というサービス事業による説明をさせていただきました。それが今の18人という数で説明させていただいております。

冬場になりますと、例年の傾向から訪問介護につきましては、その方が入院されたり身内のところに行かれたりして訪問介護を利用しないということでサービス量が減るという傾向がございますので、その点を加味しての利用者数に変えていっている。これが利用者数の中での特殊事情も加味した算式として出しているということになります。あと、サービスの中で、療養型施設のサービスにつきましては、これは1か月当たりの利用人数は特に年間の変動がございませんので、実績の中でのやはり最大値を用いまして10月以降の利用人数を算出しております。

北野委員

今お話があったことに加えてあと二つ答えていただきたいのですが、一つは介護保険料の新たな負担を第1号被保険者だけで1億1,000万円もかぶせているわけです。その中身もあなた方の答弁を聞いただけで、賦課の時点で300人、年度末でさらに500人、合わせて800人ということですが、なぜこんなことになったのかということですが。

それから2点目、定率減税の廃止に伴う増税で激変緩和措置がとられましたけれども、ここでも8,400万円ぐらい不用額が出ているが、なぜこのようなことになるのか。

（福祉）介護保険課長

まず1点目は、第1号被保険者の見込み人数が違っていたために合わせて800人増加しており、これによって余剰が生じていると、これはおかしいのではないかという点についてでございます。このときの第1号被保険者数の設定につきましては、小樽市での平成7年と平成12年の2回の国勢調査、この2時点における人口データにつきまして、これに全国平均のいろいろな変化率の指標を用いまして人口推計を行うという、これは全国の介護保険事業において標準的に用いられている手法でございます。これによりまして人数を見込んでおります。国から提供されたソフトによりまして、この2時点の人口を入力するとパラメーターにより設定されておりまして、自動的に数値が求められてくるということでございます。この方法よりもより精度の高い人口推計を用いることにつきましては、大変難しいと思われまます。今、平成12年と平成17年の国勢調査の2時点の数値を用いることがもできたのであれば、もう少しかい離については少なかったかと思いますが、12年の時点までのデータに基づいておりますので、結果的に賦課の当初見込みよりも賦課時点で約300人、年度末時点でさらに500人増加したという事情になってございます。

それから、2点目は、定率減税廃止などに伴う激変緩和措置での影響額の部分でございます。これにつきましては、当初激変緩和措置対象と見込んでおりました約8,000人の方のうち、約1,800人の方が激変緩和措置の対象者ではなく課税の方になった、この1,800人の影響が金額で3,500万円の保険料剰余金となって表れております。これに

つきましては3,500万円、そしてそれが保険料推計におきましては、当初全国统一、国の基準にあります算出基準方法によりつくっております。それによる誤差が生じまして、保険料歳入のパーセントにいたしますと、約0.23パーセントに相当する誤差が金額で換算いたしますと4,900万円発生しております。この二つが今の人数見込みプラス保険料推計の誤差による違いが出てきております。

北野委員

それで、今聞いたら、ここでも第1号被保険者の見込みを国の基準どおりやって狂った。定率減税廃止に伴う激変緩和措置も国の言うとおりにやったら狂った。ちょっと、ちゃらんぼらんな話だと思うのです。目の前に小樽市独自の資料があるのに、なぜそれでやらないのかという根本的な疑問があるのです。それで、例えば福祉部に聞きまされども、定率減税廃止に伴う激変緩和措置の対象者を8,000人と見込んだけれども、うち1,800人が激変緩和措置の対象者ではなくて課税だったと、いとも簡単に言うけれども、プロの財政部の市民税課がいるのに、知恵をかりなかったのかということです。そういう思いがあるのです。その点については、どうですか。

（福祉）介護保険課長

市民税からいただいたデータに基づいて試算させておりますが、そのことの影響ということではございませんで、当初、私どもは激変緩和措置の対象の範囲を今回の18年度の制度改正によりまして、非課税から課税に変わった方は、すべて激変緩和措置の対象になるというふうに認識しておりました。ところが事實は、あくまで老年者非課税制度がなくなったことで非課税から課税になる方のみが激変緩和措置の対象になるというのが正しい範囲でございました。したがって、このことも含めて当初8,000人というふうに見込んでおりましたために、ふたをあけて見ましたら激変緩和措置の対象ではなく、課税となった方が1,800人おられたということで、この部分に保険料の余剰分となった結果が表れているという事情でございます。これは介護保険課の方の認識不足によるものでございます。

北野委員

昨日の中島委員の質問に、福祉部長が介護保険の基金、これのやりとりで保険料の値下げに回せないかという説明のときに、議事録を見ましたけれども、延々と語っているのでちょっとわかりづらい。しかし、要するに国の方向として介護の長期療養のベッドは全くなくなる。だから、そのときに備えて借金を返して、その次はそれに備える。そして被保険者に軽減、つまり保険料が減額になるかどうかというのは、その辺も含めてじっくり検討させていただきたいという答弁がありました。だから、まず借金を払う。それから、国の対応を見るというから、二、三年保険料の減額はしないで推移を見る。そしてその時点になって国の方向が決まった時点で、財政負担が出たら保険料の減額ではなくて、そちらの方に積立金を回すという答弁なのです。私は、福祉部長の答弁を反訳していただいて見たら、そういう答弁になっているのですが、それで間違いありませんよね。

福祉部長

昨日、私が、中島委員に答弁しましたのは、まず一つは、介護保険事業特別会計に収支不足が生じないように、これは過去の反省もありますので、これはきちんと収入、歳入歳出、赤字にならないようにきちんとやっていたかなければならないのはもちろんだと思うのです。そういう中で、平成18年度につきましては、繰越金が3億7,000万円ほどあり、そのうち返還金が1億7,000万円。そして1億9,000万円を繰り越すと、積立金ということなのですけれども、まだ借金が1億円残っているのです。だから、それは20年度に返さなければなりませんということは話してあります。そういうことと、今、基金にお金があるのではないかと御質問でしたので、第4期のこれからの保険料、21年度からになりますので、来年度に第4期の計画の保険料を決めていかなければならないという場合になります。そのときに、一つには、こういう中で医療の再編成、療養型ベッドが医療と介護とあるのですけれども、それが23年度、24年度に向けて、恐らく来年度からそういった動きが出てきます。ですから、医療のベッドが介護老人保健施設に変わってきて、給付が上昇するというのも当然あり得るということを来年度の中できちんと見ていながら、果たしてこの基金の中から保険料の軽減につなげることができるかどうか、可能なかどうか、それ

をきちんと検討させていただきたいと、そのように思っております。

北野委員

私が理解したとおりの答弁なのです。だから、私が言いたいのは、結局福祉部長がそうやって答えるのであったら、国が方針を変更するのだから自治体に財政的な負担をかけないように要求しなければならないのです。こういう努力を何もしないで、財政負担が出てくるのではないかという予測の下に基金に手をつけなくて、高い介護保険料を引き下げるという努力を一切やらないということの方が重大問題です。

それから、介護保険課長に積算のことも聞いたら、結局 6 か月間の実績を見て、しかも居宅であれば冬は施設に入ったり、子供のところに行ったりしてサービスがない、落ち込むだろうと、そこまで計算しているのです。科学的にやっているのです。しかも利用者は平成17年度と比べて18年度は増えているわけですから、それなのに利用者が大幅に多かった、見込み違いだったというのは、予算の時点で置いた数値が、これはやはり過大見積りそのものだというふうに思うのです。だから、そういうことでそれに必要なお金だということで介護保険料を値上げして、1億1,000万円新たな負担をかぶせるということになったわけですから、これはちょっととんでもない話ではないのかというふうに思うので、そのことだけを指摘して私の質問は終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

新病院について

まず、新市立病院の市民説明会に対してですけれども、説明会後の結果を基に、庁内で検討をしているとお聞きしております。今後どのような内容の検討を行っていくのか、お尋ねします。

総務部参事

新市立病院に係る市民説明会の結果を基にした今後の検討内容ということでございますけれども、実際あの説明会では非常に多くの御意見をいただいたというふうに考えています。ただ、その内容につきましては、やはりこれまで長い間かけて議会で審議していただいた内容、これが大半だったという中で、説明会の日に、何か検討しなければならない新たな課題が出てきたというふうな考えはございません。そのため、今後は当然、市民説明会の中でも御意見が非常に多かった、あるいは御心配が非常に多かった財政的な課題が中心になってこようかと思えます。一つには、先ほど病院の方から答弁がありましたけれども、不良債務の解消計画と病院の実際の収支にずれが生じていると、そのずれをどういうふうに修正していくのかというのが一番大きな課題、これは病院を建設するしないにかかわらず回収していかなければならないものですが、その分が非常に大きな課題としてあります。

もう一つは、現在あるいは将来にわたって財政負担といいますか、市民負担を軽くするためには、やはり病院の経営改善、これがもう大前提になります。そのために、これは現在の病院もそうですし、新病院も当然そうなります。もう既に取り組んでいる部分もありますけれども、やはりこれは具体的にどういう改善の方策をとっていくのか、これはずっと続いて検討していかなければならないものですが、それがもう一つあります。

それから、以前から申し上げておりますように新病院の規模、医師の確保の状況とか、患者の動向が非常に流動的な状況にありますので、現在の計画のままでいいのか、変更が必要なのか、その辺のところは今後の検討課題になってくると考えてございます。

井川委員

次に、建設場所については、いろいろとたくさんの御意見があったと私は思っておりました。それで、今後の検討の課題につながらないのかどうかということをお尋ねします。

（総務）市立病院新築準備室長

建設地の問題ですけれども、今後の検討課題とならないのかということですが、私どもの説明会の中で、現在の小樽病院の敷地では到底建設ができないということを説明させていただきました。また、別に説明会の中でも御意見があったのですが、国道側の土地、この利用についてはどうなのかということで、これについてもこれまで議会で質問がありまして、実際にそこで生活をされている方がおられますし、また事業展開をされている方がおられるということを含めると、そこを土地利用するということは、やはり現実的ではないというふうに考えていますし、またその敷地を含めたとしても、我々が考えている面積も大幅に不足しますので、ましてそこで診療を続けながら建設をする、建替えをするということは不可能だということを説明させていただいております。現在でも同様な考え方でおりますので、したがって現時点では建設地は築港地区しかないというふうに考えておりますので、今後の検討課題にはならないというふうには考えております。

井川委員

今後、検討課題が厳しいというか難しいというか、大変だと思いますが、ぜひ市民が今一番関心を持っていますので、しっかり検討していただきたいと思えます。

市営墓地のごみについて

次に、市民部にお尋ねします。市営墓地のごみについてなのですが、今年のお盆期間中にどのぐらいの量のごみがあったのかお尋ねします。

（市民）戸籍住民課長

墓地内のごみのことでのお尋ねでございますが、市内の14か所の市営墓地を管理している立場から、ごみの処理を中心にしながら、ちょっと現状だけ話をさせていただいて、ただいまの御質問に答弁したいというふうに思います。私ども市営墓地を管理する担当課としましては、雪解けの終わる大体4月ぐらいから雪の降る11月までにかけて、大体毎月トラックを確保しながら少ないときで3日、多いときで10日、そういったことで市内14か所の墓地を巡回して、道路側溝の点検等々、それから美化清掃ということで散乱ごみ、その他草、木のいわゆる墓参者に邪魔にならないかどうかといったことも全部点検しながら、墓地内の環境整備に努めているところでございます。しかし残念ながら、ただいま井川委員がおっしゃったように散乱ごみ等については、4月の雪解け時期から11月にかけて、非常に多いということを現場の職員からも聞いておりますし、私も6月から8月までの間、実際に現場に行きましたら、非常に散乱ごみが多いわけです。そういったごみにつきましては収集をしまして、一定量になりましたら、いわゆる市の方で管理している事業所系のごみとして、許可業者の方に依頼をしまして処理をしている。量の問題ですが、昨年度の実績で申し上げますが、こういった収集されたごみの量でございますが、4万6,000キログラム相当になっております。

井川委員

それにかかった費用はわかりませんか、計算していますか。

（市民）戸籍住民課長

詳しい数値はちょっと手元にはないですが、大体70万円相当です。

井川委員

実は、市民の方から墓地にごみ箱がないということを電話でいただきました。私も行って見ました。有料になつてからごみ箱の設置をしていないということは、市民の皆さんも承知をしていないのです。それで私は早速、看板をつけてください、市民に周知をしてくださいとお願いして看板をつけていただきました。「ここにごみを捨ててはいけません」という看板です。そんなものは、もう全く効き目がなくて、私は、翌日も行って見ました。1時間ほど黙って立って見ていたら、私が見ている間は、だれかがいるということで、あまり捨てないのです。ところが、ちょっと私が後ろを振り返って、坂をおりたらもうどんどんごみを捨てるのです。山のようなごみなのです。今度、

こんな山のようなごみだったらどうするのかと思い、朝早くちょっと市民部の方に行ってみたら、汗をかいて職員の方が、何かたった今そのごみを整理して帰ってきたということで、大変な苦勞をしているのです。今、小樽市は根本的にごみが有料なのですから、私が提案したいのは、例えばお供え物、だんごとか、リンゴとか、そういうものをみんな入れて捨てていくのです。そういうものは生ごみですから、例えばそういうものは燃やすごみの黄色い袋、それから例えば線香や、何か缶ビールとかそういうものについては、燃やさないごみは青い袋に入れて捨てる。有料でその墓地のごみも捨てていく。本当は捨ててはいけないと思うのですけれども、大変小樽市民の方はマナーが悪くて本当に山のごみの量なのです。座布団まで置いていっているのです。座布団を敷いて墓参りしたのかと思ったのですけれども、私も今回見てびっくりしたのですけれども、そういう部分があって、やはり私は今後あんなにごみが出るのであれば、1か所、2か所ではないですから。あちらこちらにあって、墓地の周りの方は大変迷惑しているのです。ですから、もし捨てるのであれば黄色い袋と青い袋に入れて、有料のごみで捨てていただくという提案をしたいのですけれども、例えば他都市はどんなことをしているか、わかっている範囲でお知らせください。

（市民）戸籍住民課長

ただいまの黄色いごみ袋、それから青色のごみ袋の提案の件と、それから他都市の何か例があったらという御質問でございますが、まず他都市の例でございますが、先ほど私も実際に現場に行って、今、井川委員がおっしゃったように、非常に散乱ごみが、特にお盆時期になりますとひどい状況を私も実際に見ております。担当した6月以降は、その話を前職者からも聞いておりまして、いい先例がないかということで、例えば帯広市にも聞きました。帯広市も平成16年からごみの有料化ということで、墓地内から出る散乱ごみの処理について大変苦勞をしているというお話を承って、ただ参考になったのが、やはり今小樽市がとっている、いわゆるお持ち帰り方策なのです。帯広市も、やはり墓地を利用する方のモラル、マナーに依拠するといったことで、ごみは家庭に持って帰っていただいて、家庭で処理をしていただくという方針でやっている。できるだけ墓地にごみが残っていかないようにするためには、どうするかというと、やはりある業者に依頼をして、一番集中するお盆の時期にパトロールを強化して、ごみの持ち帰りについて徹底した巡回というか、お願いをして、その結果どうですかと聞きましたら、ほんの少しずつですが減っていますという担当者のお話をいただいております。私ども小樽市も、今、井川委員がおっしゃったように、14か所の墓地には全部看板を張ってあります。「ごみの持ち帰りに御協力をお願いします」、ところが、その看板の下にごみが散乱している。非常に腹立ましいというか情けないというか、そういった状況は確かにございます。しかし、いずれにしても人が常駐していない墓地の管理の特性という状況を考えますと、やはり年間を通して、4月から11月の間、特に8月が一番利用者が多いとは思いますが、4月に来られる方もいる、これから9月の彼岸に来られる方もいるという状況からすれば、やはり墓参者のモラルに依拠することが一番大事ではないかというふうに思っておりまして、その徹底を図っていきたいというふうに思っております。

井川委員

よくわかりました。それで小樽市は財政が大変厳しいですから、ぜひその有料の袋で捨てていただくということを基本にして考えていただいたら大変ありがたいと思います。御先祖様に申しわけないので、きちんと墓地はきれいにして、いつもそういう市民でありたいと思いますので、よろしくお願いします。

濱本委員

自民党の濱本と申します。この5月より市民の皆様のご負託を受けて、バッジをつけさせていただいております。この予算特別委員会に出席するのも初めてでして、市長をはじめこのようにたくさんの理事者の皆さんを前にして質問させていただくのは当然初めてで、大変緊張しております。皆様におかれましては、1時からの委員会で大変お疲れでしょうけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

予算説明書について

さて、近年、行政の分野におきましても、いわゆるプラン・ドゥー・チェック・アクションという言葉がよく使われるようになりました。ちなみに私がこの言葉を最初に聞いたのは、今はもうありませんけれども、市役所に中小企業センターという部署がございまして、その中でマネジメントスタッフ養成塾というセミナーがございまして、これは約20年前ですけれども、そのセミナーに参加した折に初めて聞いた言葉でありますけれども、ようやくこの言葉がこの3年、4年、5年ぐらいでしょうか、行政の中でもよく使われるようになってきました。また、それに続けてというか、それに付随してというか、外部評価、自己評価若しくは内部評価という言葉もずいぶん使われるようになってきたというふうに思っています。私は、先ほどのプラン・ドゥー・チェック・アクションのいわゆるチェックの部分、外部評価の部分を担当するのがいわゆる議員の第一義的な仕事であるかと、検証、評価の部分であります。

今回この予算特別委員会に出席するに当たりまして、平成19年度の予算説明書を拝見させていただきました。説明書であるにもかかわらず、私の感性から言えば、例えば前年度の決算の数値が載っていないとか、非常にわかりにくいとか、いろいろちょっと不満があったというふうに思っています。よく行政の中で予算至上主義からの脱却、つまりは前年度予算に対して今年度予算がどうかということであって、前年度実績に対してどうかということも言われております。先ほど申し上げましたように、議員の第一義的な仕事がこの検証、評価であるとするのであれば、小樽市がこの財政再建を進めていく上でも、この予算説明書というのは大事なツールであるとは思いますが、書き方についてはもう一工夫が必要なのかというふうに思っております。当然、行政の中での予算、決算ですから時間的なタイムラグみたいなものも発生して、なかなか難しいとは思いますが、例えば決算数値が出たときに、追加で何か追補というのでしょうか、そういうものが出るとか、若しくは書式についてももう少しわかりやすい、評価しやすいような書式にならないのかというふうに思っております。対応する理事者の方に見解を伺いたいというふうに思います。

（財政）財政課長

予算書につきましては一定の条件といたしますが、地方自治法の中にある程度事細かに示されておりまして、様式についてもその施行規則の中で、こういう部分を入れなさいとか、一定の書式が決まっております。それで、そういう制約の中でやっているわけなのですが、予算書の様式は、法律でうたわれている部分ではなかなか変えることはできないのかと考えております。

あともう一つ、作業的にも追録みたいなというお話もございましたけれども、実際今お話があったように決算が出る時期が今の時期で、それは当初予算とそれを比較するとなると、かなりのタイムラグもあるということになってきますし、今、予算書をつくるのでも、財政課の担当者が四、五人ですと何日もかけて実際これをつくって製本しているというのも現状でございます。それで、どういう形が見やすいのかということがあろうかと思っておりますけれども、今の予算書の書式の中からいったら、ちょっと難しいということでございます。

濱本委員

要はオリジナルの書式が必要だということは重々承知をしておりますけれども、よく例えば企業で言えば税務署に出す書式は書式で、それは当然つくっておきます。それから、取締役会に説明する書式としては、説明書類としては書類としてまた用意をするということもあろうと思っております。今、市の当局から予算、決算に対するいろいろな説明書類をいただいておりますけれども、ここら辺の部分で今言ったようなことが、今いただいているものが、その説明書類が100パーセントではないと私は思うので、そこら辺の部分で、ぜひともわかりやすいものをお願いしたいというふうに思います。

財政部長

予算説明書なり、決算説明書のつくり方というのは、財政課長が答弁したとおりなのですが、よりわかり

やすいその説明書なり書類のつくり方について、以前から議会でもいろいろな御意見をいただいております。各市の状況、予算書のつくり方などもいろいろ研究させていただいているのですけれども、これといって秀でたといえますか、なかなか難しい問題であると思います。冒頭委員がおっしゃいましたように、要するにそれを見て評価につなげるといえますか、そういう意味で、その一連の流れのわかるような資料になっていけば、それが別な資料であってもいいのだらうと思いますので、私どもでつくっておりますいろいろな資料のつくり方を含めまして、常に検討していきたいと思います。

濱本委員

ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

教員の資質向上について

次に、まちづくりというか、そんな質問なのですが、よくまちづくりは人づくりと、また人づくりはまちづくりというふうにも言われております。そして、この人づくりの根幹をなすものの一つが、学校であるというふうに私は考えております。人づくりの重要さをより認識しているからこそ、我が党は代表質問、それからこの予算特別委員会の初日においても、学校、つまり教育のことについて井川委員が教育委員会について幾つかの質問をさせていただきましたが、今回も改めて教育委員会に何点が質問をさせていただきます。

まず、あおばとプランの中に、教員の資質向上の項目がございます。今年度の予算、事業についてお聞かせいただければというふうに思います。できれば、事業については、一般職向け、管理職向けに分けて、昨年度の実績との比較なども含めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

（教育）指導室長

今年度の教員の研修にかかわる予算についてですが、研究指導費として、130万円ほど予算をいただいているところでございます。事業といたしましては、小樽市の教育研究会、教育委員会内で開催されている研修講座をはじめ、教育先進地を視察する教育状況視察研修、また教育講演会の実施、それから学校教育指導資料の作成、また道徳とか小学校の英語活動など、全国レベルの教育研究会への参加など、こういう事業となっております。とりわけ教育委員会が開催している研修会の内訳でございますが、今年度はスキルアップ講座が七つ、それから初任者研修、地域研修が六つ、課題別研修が七つ、コンピュータスキルアップ研修が五つ、エル・ネット講座が四つ、管理職のみの研修というのは四つ、今年度実施しております。ただ、一般の教員だけの研修ということではなくて、管理職もその中に参加する研修でございまして、明確に分けて答弁するというのはちょっと難しいかと思ひます。それで、平成18年度と比較しますと、管理職のみの講座は平成18年度については12行っております。これはなぜ多かったかといひますと、教頭研修会において、連続して毎月、教頭に対する研修を行ったため12というふうには増えている状況でございます。

濱本委員

ぜひとも子供たちのためにマンパワーのレベルアップをお願ひしたいというふうに思ひます。要はこういう資質の向上を目指したいろいろな方策によっても、残念ながら効果のないというか、いわゆる指導力不足教員の認定に行かざるを得ないということに、効果がなければなるのだらうというふうに思ひます。小樽ではゼロだという報告がございましたが、そのときにたしかその認定に至る手順、手続について説明をいただいたと思うのですが、改めてちょっといま一度お伺ひします。小樽市教育委員会からの北海道教育委員会の判定委員会、認定に行くのは、これはわかりますけれども、それ以前、教育委員会の中での扱ひ、もっと言えば学校からどうやって上がってくるのか、そこら辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

（教育）学校教育課長

指導力向上制度に係る手続の関係でございますが、手続的には学校長の調書を添付して、市教委から道教委に申請するという手続になっております。

濱本委員

調書の添付ですね、その調書のところに対象教員の上申書、若しくは同意書みたいなものは必要なのでしょうか。

教育部川田次長

指導力不足のいわゆる教員という形で、私どもの方に、今、学校教育課長の言ったような形では学校から上がってきます。その際、指導力不足の教員ということであれば、その教員の同意書が当然必要になってきます。

濱本委員

確認しますが、その教員の同意書がないと調書は上がってこないということですね。

教育部川田次長

そのとおりでございます。

濱本委員

結局、小樽市教育委員会に上がってくるのがゼロだということは、同意書が得られないからゼロだった可能性も否定はできないということですか。

教育部川田次長

この指導力不足の教員というのは、何と申しましょうか、私ども教育委員会でも例えば授業の進め方が悪いだとか、それからちょっと言葉遣いが乱暴だとかというふうにいるいろいろな苦情の電話は来ております。けれども、それが直接その指導力不足の教員かという、そうでもないというふうに考えてございます。そういった部分については、授業の教え方とか、そういうことにつきまして、学校内で校長が当然そういった研修をされて、その教員に対することをやっているというふうに思っていますので、私どもの方は学校から上がってくる指導力不足の教員がないというのであれば、校長はそういう見方をしていないのだというふうに思っています。

濱本委員

教員の資質向上というのは、先ほども言いましたけれども、言うなればマンパワーのレベルアップでありまして、その実現の一つの手法は、人事異動ということもたぶんあるのだらうと思うのです。小樽における一般教員の異動の実績、特に市外への異動、それから市内に入ってくる場合の異動について、もし実態を把握していればお聞かせいただきたいというふうに思いますし、また、もう一つは、一般職の 1 校当たりの平均在任年数、それから最長年数、そのとき年度年度でたぶん把握しているのだらうとは思いますが、把握していたら、例えば小樽市内で平均 4 年ですといっても、ミニマムの値は 1 年ですが、マックスの値は何年になるかわからない。でも、平均すると例えば 4 年とか 5 年とかということになると思うのですが、そこら辺もし把握していれば、お聞かせいただきたいと思います。

（教育）学校教育課長

実際のデータなんですけれども、申しわけありませんが、ただいまちょっと持ち合わせてございませんが、ただその人事異動に当たっては、道教委の定める要綱に基づき実施している実態でございます。

濱本委員

たぶん道教委の方は、延べ 1 校当たりの在任期間は 6 年程度という目安を示しているのだらうと思います。ただ、教員の人事異動というのはなかなか難しいのだらうというふうには思うのですが、その人事異動についても今新しい大きな流れというか、新しい方向に向かおうとしております。いわゆるその小樽の教員のレベルアップのためにも、ぜひこの人事異動という一つのツールをうまく使っていただきたいというふうに思います。

校長、教頭のなり手不足について

それから次に、今まではそのマンパワーのレベルアップの話だったのですが、もう一つは数についての質問をちょっとさせていただきたいと思います。今、学校の管理職、いわゆる校長、教頭のなり手不足というか、なり手が

いないという問題がこの二、三年ぐらいでしょうか、よく聞かれるようになっております。小樽市内でもたぶん団塊の世代がこれからどんどん退職して、その退職の中には校長や教頭もたぶんいると思うのですけれども、その次の世代の予備軍といったらいいのでしょうか、ストックといったらいいのでしょうか、ストックといったら大変失礼ですが、そういう方たちは十二分にいるのかどうなのか、小樽は大丈夫なのか、把握していればお聞かせください。

教育長

北海道全部で14の管内があるわけですが、校長につきましては、現在、教頭がいるわけですから、その教頭から校長になるというのは、ほとんど全員が考えているものですから、校長にアタックする数は十二分にあるわけですが、14の管内の中で、教頭が十分その管内で賄われているところというのは三つか四つしかございません。ですから、その三つ、四つというのは、札幌以外の旭川とか函館とか、そういう中核都市の方から一応人を異動して別の管内に行ってもらおうとか、そういうシステムをとっているところでございます。

今、小樽の校長、教頭の抜ける数が戦後生まれの方が多くなりましたので、7人、8人、多いときには10人ございまして、それを賄いきれるだけの数はいるのですが、ただ選考の審査がございまして、それなりの面接とか論文で、だれもかれもがなれるという時代では、まだないのです。今、教科が優れていてもなれるというものではなくて、このような激動の時代でございますので、それなりにリーダーシップを発揮できる、そういう方が選考されるものですから、先ほど言いましたように教頭のほとんどが校長を目指しているのですが、なかなかのには大変だということで、校長の場合には、よその管内からお借りしてきて、またその方々がリーダーシップを発揮して、しがらみのない小樽の教育を進めていただいているところでございます。

なお、教頭につきましては、校長が抜けた分だけ教頭が必要なわけですが、例えば道教委とか、市教委の指導主事とか、そういう方々、社会教育主事の方が実績がございましたら教頭になっていただいたり、それでもまだ数は足りないというのが現状でございます。つまり小樽の場合には教頭を目指すミドルエイジの育成が大きな課題になってございますので、先ほど指導室長から答弁しましたように、教頭になってもらった方がミドルエイジにいろいろ育ててもらうために、年間十数回の研修等を行いまして、新しい人材の発掘を行っているというのが現状でございます。

濱本委員

一般職の定員の部分でいうと、臨時採用とかで対応はできるのでしょうかけれども、管理職はなかなかそうはいかないものですから、ぜひとも長期的なスパンに立って日々努力をされることを期待しております。

学校評議員制度について

次に、学校評議員制度についてお伺いしたいと思います。

学校評議員制度は、もう大分古くなりましたけれども、教育改革国民会議の中の答申を受けて、文部科学省が策定したレインボープランの中にうたわれていてスタートした制度だというふうに理解をしております。その当時、将来的にはこの制度がいわゆる学校の外部評価制度に向かっていくだろうということもよく言われておりました。あおばとプランには、学校評議員の積極的な活用とありまして、さらには学校評議員研修会の実施ということがうたわれております。あおばとプラン策定前に、たしか学校評議員制度は制定されていたというふうに思いますが、このあおばとプラン策定以前に、この学校評議員の研修会が実施されたことはあるのか、また策定後は実施されたのか、そこら辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

（教育）学校教育課長

学校評議員の研修会につきましては、確かにあおばとプランで、地域に開かれた学校づくりという観点からその取組として、学校評議員制度の積極的な活用というものが位置づけされ、その中で研修会の実施ということであっております。小樽市におきましては、平成16年度から市内全小中学校で学校評議員制度がスタートしているわけ

ですけれども、そのスタートからこれまで、市教委が主催した研修会を実施した実績はありませんが、例えば銭函地区の 4 小中学校においては、連絡評議会を結成して相互に情報交換を行うとか、あるいは今年度におきましては、その潮見台地区の評議員会の小中合同で研修会を開催するという計画を持っておりまして、その研修会につきましては、市教委も参加するという、だんだん評議員会そのものが積極的に活動を初めてきているという状態になっています。

教育部川田次長

市教委が学校評議員の研修会を開いていないという話を何かしましたけれども、題名は違いますが、平成 16 年に学校評議員制度が発足した当時、教育問題懇話会という形の中で、学校評議員を集めて、教育問題全般について、いろいろディスカッションをしたということは行ってありますので、つけ加えたいと思います。

濱本委員

実は、その平成 16 年には参加しておりまして、そのときの印象は、ほとんど学校評議員という制度そのものを評議員になった人たちは知らなかったのです。知らないけれども、校長から指名をされて、「はい、なりました」、「そういう懇話会があるから行きました」ということなのですが、それぞれの学校長からの個別の説明で、全体に対する説明というのはその当てもなかったのです。これが、将来、外部評価ということであるならば、やはり学校評議員の先ほどの教員のレベルアップではないですけれども、学校評議員そのものも必要最低限の知識なりレベルなりを、やはりこの制度を小樽市教育委員会が制定したのであれば、そのことをきちんとなすべきなのではないかと。個別にやるのは、もしかしたら評価という観点から言えば、ずれるかもしれないし、絶対評価にならない、客観的な評価にならないのではないかと懸念があるわけです。

例えば A という学校の学校評議員は A の学校をいいと思ったけれども、それは例えば B の学校に行ったときには、A の学校評議員はいいとは思わないかもしれないということです。だから、その辺のことを踏まえて、ぜひとも統一的な、いろいろと財政的な問題もあるでしょうし、全部で二百何十人ぐらいはたぶんいらっしゃるのだろうとは思いますが、ぜひとも一度学校評議員制度を、もっと言えば学校評議員は任期がないというか、任期が変わる場合もありますので、変わったつど新任者研修ではないですけれども、そういうフォローアップをぜひとも希望したいというふうに思います。このことについては、答弁は結構なので、よろしく願いいたします。

図書購入費等について

それと、過日の北海道新聞で、いわゆる公立図書館の図書購入費が大変削減されて困っていると、道立図書館に本を借りに行っている。何冊も、100冊も200冊もそういう制度があるそうですから借りに行っているという、そんな記事が出ておりました。市立小樽図書館では、この図書購入費、若しくは資料購入費というのかもわかりませんが、総額でどのぐらいになっているのか、そして人口 1 人当たりでは幾らぐらいにつくのか、そしてもっと言えば、全道主要都市の中では何番目ぐらいにあるのか、そこら辺についてわかっている範囲で結構ですから、お聞かせいただきたいというふうに思います。

（教育）図書館長

図書館の資料費についてでございますけれども、まず資料費とは図書の購入費と、それから雑誌や新聞等の定期刊行物の購入費、それから視聴覚資料の購入費のこの三つの合計を指しております。そして平成 19 年度の資料費の合計でございますけれども、1,105 万円になっております。そして、これを市民 1 人当たりの資料費で換算いたしますと、18 年度小樽市は 86 円になります。

道内の市立図書館の平均でございますけれども、18 年度は 169 円になっております。委員から御質問のありました主要 10 都市の中では、小樽市は 10 位でございます。

濱本委員

10 位という言い方がなかなか味があって、大体そのぐらいのところなかなか味があっていいかなというふうに

も思ったのですが、よくキャッチコピーで小樽は文化の薫るまちだというふうにも言われております。いわゆる知の集積地という意味合いも図書館にはたぶんあるのだろうというふうに思います。いわゆる図書館の持っている蔵書というのは、言うなれば市民の大事な財産であり、市立小樽図書館の蔵書数は結構な数があって、その評価もかなり高いというふうに私は聞いております。ぜひともこの市民の大事な財産が劣化しないように、それからさらにはもっとこの蔵書が、資料が拡大、成長するように、ここにはいらっしやいませんけれども、教育委員長、さらには教育長をはじめ、教育委員会の皆様には、市長部局に力強くお願いをしていただきたいと期待をしておりますので、よろしく願いいたします。答弁は結構です。

学校図書整備費について

次に、これにちょっと関連して、学校図書整備費についてお伺いをしたいと思います。もう大分前ですが、NHKのクローズアップ現代という番組だったと思いますが、学校図書館のことを取り上げて番組がつくられておりました。これは財政的に大変厳しいまちの学校図書館と、それから財政的に豊かなまちの学校図書館の対比をして構成されておりました。その対比の中で、いわゆる財政状況によって本来義務教育で格差がないはずなのに、自治体の財政状況によって教育格差が生じるという話でありまして、その言うなれば地方交付税で学校図書整備費の件が横軸みたいところで出てきていたわけでありまして、小樽においては、現在、財政健全化に向けて多くの努力をされている中、教育関連予算も決して聖域ではないというふうに理解をしておりますが、やはり未来の小樽を担う子供たちのはぐくみのためにも、教育予算については、特段の御配慮をお願いしたいというふうに思っております。その中で、特に学校図書購入費の増額については、昨年度の小学校長会、中学校長会、それから小樽市PTA連合会などからもたぶん要望が上がっていたらというふうに聞いております。

そこで、ちょっと質問なのですが、学校図書館図書標準という言葉がございます。もし把握しているのであれば説明をいただきたいと思っております。

教育川田次長

申しわけございません。後でまたその部分につきましてお話ししたいと思います。

濱本委員

言いたいのは、地方交付税措置がされていて、今年から始まる部分で5年間で1,000億円と、これは国の言うことです。それが地方自治体にとってどういうふうに入ってきて、どういう使われ方をしなければならないのか、小樽のこの財政再建をしている中で、どう使われるのかということもあるのでしょうか。ぜひとも先ほど申しましたように、小樽の子供たちのために、こういう交付税措置がされた財源であれば、できるだけたくさん使っていただきたいというふうにも思います。もし、御見解があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

教育長

先ほど委員がおっしゃいましたように、教育は人づくり、人づくりは国づくりでありますから、ここ二、三年、市長部局の方で絶大な協力の下に、これまでの教育予算の中で下がらないように配慮をいただきまして、下がった分は、例えば菁園中学校の工事がなくなったとか、それ以外のものはかなりきちんとしていただいているので、ぜひこれからも委員がおっしゃるように、そういう思いは伝えながら市長部局に進めてもらいたいと考えてございます。

濱本委員

私は、五、六年前にある会議で、当時90歳の元校長から聞いたお話がございまして、その校長いわくは、道内に教育大学の本校があって、分校があって、小樽にはありません。附属の中学校、高校もないまちです。しかしながら自分たちは小樽が北海道の教育先進地でありたいという思いで、気概を持って教育を担ってきたという話を聞いたことがございます。ぜひともこれから21世紀の中で、小樽が教育先進地と呼ばれるような施策を、予算を切に望みまして、私の質問を終わります。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時02分

再開 午後 5 時25分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

日本共産党を代表して議案第 4 号に対する反対の討論をいたします。

議案第 4 号平成19年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算案ですが、3 億5,939万8,000円の補正です。歳入は、前年度から翌年度へ繰り越すべき財源366万1,000円を差し引いた額 3 億6,964万円を財源としています。補正予算案の財源は前年度剰余金です。平成18年度に介護保険料の大幅値上げを行って、新たに 1 億1,000万円の負担をかぶせておきながら、事実上その 2 倍の不用額を出すこと自体言語道断です。介護報酬単価が予算編成時点で国から示されていないという事情もわかります。しかし、その単価の見積り方が適切か、不当に高く見積もっているのではないか、その疑問は解消されません。これに加えて利用者の見込み違いが重なって多額の不用額が生じています。第 1 号被保険者だけで 1 億1,000万円もの新たな保険料の負担は、年金生活者の生活実態に即して、余りにも酷と言わなければなりません。その中身も、当初見込みより賦課時点で300人、年度末でさらに500人、合わせて800人増加しています。歳入見込みを不当に見積もっている見本みたいなもので、ここでの不用額は2,700万円、加えて定率減税廃止に伴う激変緩和措置の対象者を8,000人と見込みましたが、非課税から課税に移行する人数です。ところがこのうち1,800人は激変緩和措置の対象者ではなくて、市民税非課税であったということです。これで3,500万円の不用額、また答弁によれば、保険料推計の国のワークシートにより生じた誤差分ということで4,900万円が生じる。合わせて8,400万円も不当に見積もり、保険料アップの根拠にしていることは許されません。このほかにも居宅介護サービス、施設介護サービスの利用者が見込みを大きく下回ったとして、2 億9,600万円の不用額を出しています。なぜこんな見込み違いになったのか理解に苦しみます。保険料アップの機会に、高い保険料をと、この理由づくりとしか言いようがありません。

利用者は平成17年度に比べ、増えているのにもかかわらず、予算で見込んだ人数にも及んでいない、これは明らかに利用者を意図的に多く見込んだとしか思われません、こう言われても申し開きができないでしょう。また単価を高く見積もり、利用者を多く見込み、これを12か月それぞれ掛けるわけですから、多額の支出が生じると、こういって保険料を高く設定する、不用額を満たすパターン of の仕組みが見てとれます。こうして生み出した前年度剰余金を財源に、超過交付金の返還あるいは積立金に結果的に合わすという補正予算案で、こうした加入者にかけるなくてもよい負担を新たにかぶせた予算案には賛成できません。

なお、財政問題、その他については、本会議で行うことといたします。

以上で、討論を終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 4 号について採決いたします。

可決と決定することに賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも山口副委員長をはじめ、委員各位と市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、大変不十分でしたけれども、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会します。